

河原田盛美による水産改良

—水産巡回教師としての知識と方法を中心に—

On the Practice of Fisheries Improvement by Kawarada Moriharu:
At the Midpoint of the Knowledge of as Fisheries Peripatetic Teacher and his Methodology

中野 泰

NAKANO Yasushi

要 旨

本研究は、明治期の水産官僚である河原田盛美が進めた水産改良について、水産巡回教師を中心に、その実態を明らかにし、それがいかなる知識に基づき、いかなる方法で進められたのかについて明らかにするものである。

ここでは、河原田が水産巡回を行った府県で出版された水産講話筆記を中心としつつ、府県資料、及び、河原田家所蔵文書や国文学資料館に所蔵されている「祭魚洞文庫旧蔵水産史料」等の資料を活用し、特に鳥取県への2回に亘る巡回（1888年、1889年）に焦点を当てつつ、その前後の巡回（1887年～1892年）にも目を配った。この研究では、まず、①水産巡回教師の実態と特徴を明らかにし、②その際に依拠した水産改良観を、彼の著書である『水産小学』と水産講話筆記から検討し、③水産改良で用いられた方法を明らかにすることで、④河原田の水産改良の営為の特徴を抽出しようとするものである。

その結果は以下の通りである。①河原田による2回の巡回によって、私立因伯水産共進会が開催され、水産伝習生の派遣と伝習所の設営によって、鳥取県で水産改良を進める基盤ができたという効果があったことを明らかにした。②河原田の水産改良は、学問とともに経験的知識を重視することで水産改良を進めようと構想されており、その折衷主義的な歴史観、学術・実業観は、河原田と交流のあった織田完之の農政復古の思想と良く似た内容を持っていることが分かった。③河原田は、理路整然と講話を行うというよりは、当業者達の経験に基づく知識を対話風に語りかけたり、自らが実演して見せたりし、交感を深めることで、当業者の立場に沿って水産改良を進めようと試みていたことを明らかにした。④このように河原田の水産改良の知識と方法は、西洋の学術を排斥するものではなかった。それは、「尚古派農（政）学」のイメージに収まるものではなく、水産業の現場に密着した経験的な知識と方法に依拠したものであった。

【キーワード】 水産改良、博物学、経験的知識、折衷主義、尚古派農政学

1. はじめに

本研究は、河原田盛美による水産改良について、鳥取県への水産巡回教師を取り上げ、その実態を明らかにし、それがどのような知識に基づき行われ、いかなる方法で進められたのかを検討するものである。

1) 課題と目的

本稿は、明治期の水産官僚である河原田盛美による水産改良の特徴を検討することによって、河原田の営みを支える知的基盤が、どのようなものであったかを、明らかにするものである。

水産官僚としての河原田盛美を取り上げた民俗学的な研究は多くはない。例えば、池田哲夫は、河原田の履歴を紹介し、明治期の漁業指導者として河原田を取り上げる重要性を指摘している。この検討は、『日本水産製品誌』の編纂経緯や地方巡回指導（新潟県佐渡）を取り上げている点で、水産官僚の要点を捉えたものとなっているが、主として、河原田徳著作「河原田盛美之履歴」（1902年）に基づき、若干の資料を加味した考察にとどまっており、水産官僚や水産改良の全体像に迫るものではない⁽¹⁾。藤塚悦司は、『日本水産製品誌』を含む、水産3部作の編纂過程を検討している〔藤塚 1995〕。藤塚は、『日本水産捕採誌』とその稿本との対比作業を通じて、農商務省水産局の編纂計画とその経緯について明らかにし、その水産史上の意義を高く評価している。だが、河原田の地方巡回指導については、各種の水産講話の冊子の存在が指摘されるにとどまり、水産改良の内容については、十分に明らかにされていない。

民俗学の分野を離れると、琉球に赴任した河原田に焦点を当てた研究が認められる。例えば、斎藤郁子は、河原田の沖縄における活動に注目し、「琉球在勤書類」等を読み解きながら、河原田が、明治政府の博覧会事務局や博物局の依頼で、多くの琉球の天然産・人工物等をフィラデルフィアで開催される万国博覧会へ送付していることを明らかにし、そのことが、日本国政府にとっては、琉球国を琉球藩に改め、廢藩置県を直前に控えていた琉球を、国際社会へ日本領とアピールするものであったと指摘している。より重要な政治史の観点からの研究としては、鎌田永吉が重要な位置を占めている〔鎌田 1971〕。鎌田は、大久保政権の社会的支柱＝支持基盤の問題として、権力の支配的様式におけるイデオロギ的・政策的操縦的要素が、当該社会のいかなる階層を通じて、どのように具体化して行くのかという観点に立って、下から参画して行く幕末の農村社会を想定し、その維新後における権力とのかかわり方の一つの姿を河原田の事例から追求しようとする。主として、文部省史料館所蔵「祭魚洞文庫旧蔵水産史料」「陸奥国南会津郡宮沢村河原田家文書」を検討史料として、鎌田は、河原田の履歴を、以下の7期に分けて考察している。

- ① 天保13年～明治元年（誕生時から戊辰戦争期まで）
- ② 明治2年～6年10月（若松県生産局御用掛・通商掛に取り立てられて以後出京、著述業従事の期間）
- ③ 明治6年11月～10年8月（大蔵省出仕から与論島支庁長兼警部心得罷免にいたる期間）
- ④ 明治10年末～16年3月（著述業、物産開発＝指導、千葉県出仕を経て農商務省御用掛に任命されるまでの期間）
- ⑤ 明治16年3月～23年12月（農商務省出仕となって以来、農商務技手＝判任官三等＝を辞任するまでの期間）
- ⑥ 明治23年12月～36年（帰郷後、農業経営・産業開発＝指導に従事した期間）
- ⑦ 明治36年～大正3年8月（県会議員当選後、死去するまでの期間）

鎌田は、河原田が、文久元年に宮崎安貞の『農業全書』に接して農政を志す影響を受けたこと、慶応3年に横浜に養蚕のための蚕卵紙を改良して販売し、成功したこと、この時期に織田完之との交流を深めていたこと、これら上京前の出来事を指摘し、農政官僚・勸業指導者としての出発点が幕末期にあったとみている。そして、③においては、琉球在勤中の河原田について詳細に検討するとともに、その前に河原田が執筆した「国会」開設要求の建言書（明治6年）の内容を検討し、彼の階級的立場が「豪農商」「豪農富商」であることを明らかにしている。鎌田は、この立場での河原田の姿勢が生涯に一貫していたとする。すなわち、農商務省で水産官僚に就いている時代の行動は、「常に（尚古派）農学徒としての農林水産学の検証・普及と表裏一体」をなし、「その経世済民的な思考・行動様式が生産諸条件の改革一現実の生産者の保護・育成を第一義とする行政の立場を、本質的に」持ち続けていたこと、農商務省を退き、故郷に戻ってからも「自ら農業経営者としての実践の道にありながら、その産業開発・技術指導が、政府、府県中心の「農村救済的」な立場で推進され、殖産興業政策（博覧会・共進会・品評会への重用）と一体化されたかたちで進められていく事実、本稿での関心の一つが注がれている」という〔鎌田 1971：118-119〕。

このように、鎌田は河原田の知的な性格を、尚古派農（政）と捉え、その思想と行動は、「豪農富商」的立場によって枠づけられていたと捉えている。鎌田の検討は、河原田の全生涯にわたる長期間を対象とするだけでなく、史資料に基づき、階層分析とともに、思想や行動を析出する大変手堅いものとなっており、筆者も、この見解に大きな異論はない。しかし、残念ながら、鎌田は「明治期尚古派農（政）学の系統的解明」を課題としてあげつつ、河原田の「尚古派農（政）学」的な営みの内容に踏み込んだ検討を行わなかった。

従って、今日の研究状況の中で求められるのは、まず、河原田が水産官僚として何をどのように行っていたのか、という実態の解明である。次に、勸業、水産改良の分野で活躍した河原田盛美の考え方そのもの、そして、その知的背景はどのようなものであったか、について検討を行うことである。この作業により、従来の研究で指摘されている「（尚古派）農学徒」として、河原田はどのように位置づけることができるのかが問われていると言える〔鎌田 1971〕。

水産業史においては、近年、若干の進展がある。中野泰は、水産博覧会を、水産改良という政策の観点から取り上げ、明治期の水産史を明らかにしようと試みている〔中野 2016〕。中野は、水産業政策の組織母体が不安定であった中、明治中期においては、内務省系の殖産、勸業政策の系譜を引く水産博覧会が重要な役割を果たし、その役割を全国的規模で維持していくために、博覧会のミニチュア版としての水産共進会や品評会が各地で開催されていったことを明らかにしている。そして、各地の水産の知識・技術を改良していく上で、水産巡回教師の制度が大事な役割を果たしていたことを指摘している。しかし、この検討は、水産業政策を対象とするものであり、個々の水産巡回教師が、どのような考え方のもとで、どのようにそれを勧めたのかを検討するには及ばなかった。中でもこの任務に多く就いていた河原田盛美の位置づけを図ることは重要な課題であると考えられる。

本稿では、以上の研究史の展開に要請され、水産官僚であった河原田の時代を取り上げ、水産改良の実態へアプローチするものである。具体的には、各地の水産改良を巡回して行った水産巡回教師に焦点を当てる。河原田がこの巡回を行っていたのは、鎌田の整理に基づく、⑤の期間に該当する。水産改良の内容は、水産講話筆記などの名称で出版され、今日においても目にすることができる。本稿では、主として、この水産講話筆記を取り上げつつ、府県資料、及び、河原田家所蔵文書や国文学資料館に所蔵されている「祭魚洞文庫旧蔵水産史料」に依拠して検討を進める（なお、本稿ではこれら資料中の旧字体等については、原則として現代表記に改めた）。その際、本研究では、

系統的解明へアプローチするというよりは、河原田自身が行った営為自体へ迫り、その内容から「尚古派農（政）学」としての検討へ展開していくこととする。

2) 河原田盛美

河原田盛美 [1842~1914] の履歴については『河原田盛美履歴』（河原田徳作、私家版、1899年）が最も詳しく、他にも概略はまとめられてあるが [樋口 2011]、これまでの研究は『河原田盛美履歴』に基づいてそれを紹介している。ここでも同書に依拠して、河原田の略歴を概観しておこう。河原田盛美は天保13年（1842）年に岩代国南会津郡伊南村宮沢の河原田弥七の長男として生まれた。経学、医学、国学、和歌、剣術等を学び、10代半ばで、関東、東北の諸国を旅し、維新の際は、戊辰戦争に参加している。

河原田は27歳の年以降、官吏の経験を積む。1869（明治2）年に若松県生産局御用掛、翌年は若松県通商掛となった。河原田は、農政学への関心を、19才（1861（文久元）年）で宮崎安貞著『農業全書』を読んでいるように早くから芽生えさせていたが、若松県に奉職していた織田完之 [奉職期間は1869年10月~1870年7月] と知り合い [鎌田 1971、松尾 1979]、農業の改良を一層志し、1871（明治4）年には『日本農学捷徑』3巻を著している。31歳の年（1873（明治6）年）には、大蔵省租税寮十二等出仕し、翌年（1874（明治7）年）、内務省地理寮十二等出仕、内務権中録を経て、内務省琉球藩事務取調掛となった。この年は、佐藤信淵の「家学を敬信し大いに農政に志」し、関連実学書を学ぶとともに、「小野蘭山の「本草綱目啓蒙」を独習して本草学に志し、動植物の採集」をしたという。河原田は、翌年（1875（明治8）年）、琉球藩へ在勤すると、フィラデルフィア万国博覧会への出品に関わる物産蒐集の業務を担った。

河原田は、1881（明治14）年、千葉県農商課に赴任し、県の勸業と関わるようになった。これとともに水産集談会の委員となり、水産業に深く携わるようになった。河原田は、内務省を経て、農商務省の官僚となり（1883（明治16）年の兼務~）、第1回水産博覧会の審査官（1883（明治16）年）、水産共進会審査委員（1886（明治19）年）、第3回内国勸業博覧会審査官（1890（明治23）年）等をつとめた。この間、河原田は、『漁家永続法』（1882年）、『水産小学』（1882年）、『清国輸出口本水産図説』（農商務省水産局、1886年）、『漢口水産貿易図説』（下啓助との共著、農商務省水産局、1887年）、『日本水産採探誌』（農商務省水産局編、1912年）、『日本水産製品誌』（1-5、農商務省水産局、1913-1916年）等、多くの著述や編纂に携わった。河原田は明治期の水産業の中心的人物の1人であったのである。

水産業における河原田の活躍は、農商務省に加えて、大日本水産会にも足場を置いていた。大日本水産会が設立（1882（明治15）年の冬）されると、河原田はすぐに会員となった（河原田家文書中の辞令書等による）。大日本水産会においては、1886年、農商務省の制度化に先駆けて、水産巡回教師の制度を創始し、水産改良を進めていった。河原田は、農商務省の官僚として、かつ、この水産巡回教師の任も担って、全国各地を巡回し、水産改良を進めていった。水産改良の際に行った講話のいくつかは活字化された冊子として見ることができる（表1）。河原田が巡回を行った足跡を見てみると、水産講話の内容は8つの冊子にまとめられ、該当府県は鳥根県、鳥取県、岩手県、石川県、静岡県、福島県の6県、鳥取県と静岡県については各々2回分の2冊の冊子が著されていることが分かる。期間は、明治21年の鳥根県から明治25年の福島県まで5年間にわたっている。限られた期間ではあるが、河原田は、各府県を精力的に巡回し、水産改良を進めていったのである。

河原田は、家督相続をした弟が死去したため、1890（明治23）年の年末に農商務省へ辞表を提出し、翌年3月まで勤めた後、故郷の南会津伊南村に戻った。とはいえ、すぐには水産業から身を引

表1 河原田盛美による水産改良の講話・解説書

タイトル	発行機関	巡回地	巡回時期	刊行年
『河原田盛美述 水産製造概説』	鳥根県第一部農商課	鳥根県	1887年5月25日～8月25日	1888年1月
『水産講話筆記 河原田盛美述』 鳥取県勸業雑報号外	鳥取県農商課	鳥取県	1888年1月17日～2月21日	1888年5月
『水産標本採集目録並解説 河原田盛美編述』	岩手県農商課	岩手県	1888年8月1日～8月20日	1888年10月
『水産講話筆記 河原田盛美述』	石川県勸業課	石川県	1888年8月 [岩手県出張の後]	1889年6月
『水産改良説 農商務省水産局員河原田盛美演説筆記』	静岡県	静岡県	[辞令は1888年12月13日付]	1889年5月
『水産講話筆記：附・随行員演説 河原田盛美述』	鳥取県第一部農商課	鳥取県	1889年 [7月2日～?]	1890年4月
『河原田盛美 水産改良説 第2篇』	静岡県	静岡県	1889年11月21日～1890年1月27日	1890年7月
『水産講話筆記 金田帰逸、河原田盛美述』	福島県内務部第二課	福島県	[辞令は1892年6月30日付]	1893年7月

くことはなく、福島県への水産巡回（1892年）の外、第4回内国勸業博覧会審査官（1895年）、第2回水産博覧会審査官（1897年）等を担う他、『日本水産製品誌』等の編纂を中心的に進めていた。とはいえ、次第に水産業や官僚的な業務からは離れていき、南会津を中心とした地域振興に力を注いでいった。

3) 明治20年代の水産業

河原田が水産改良に従事した時期の水産業政策とその背景の特徴について、明治初期にまでさかのぼって整理しておこう。

第1に指摘すべき特徴は、従来から指摘されているように、明治維新による政治体制や諸制度の変化に伴って漁業の混乱が起り、漁業秩序をはかる必要があった点である〔二野瓶 1981〕。具体的には、太政官布告海面官有宣言（明治8年（1875））によって、海面を国家が官有することによって、従来の慣行的海面利用ができなくなった漁業者間の紛争が各地で頻発した。そのため、『農商務卿第一回報告』（1881年刊行、『明治前期産業発達史資料』第4巻（1）所収）によれば、水産条例等を制定することにより苛酷な漁獲行為を取り締まり、水産を保護する水産政策がとられた。内務省勸農局で行っていた旧慣、制度の調査（1879年～）は、各地の慣習を知って「此弊」を「救治」するための策でもあった。水産政策の遅れを政府は強く認識していたのである〔二野瓶 1981：65-66〕。このような漁業秩序の混乱に対応し、政府は、漁業組合準則発布（明治19年（1886））、漁業組合令（明治34年（1901））を経て、漁業組合（明治40年（1907））の制度化へ漕ぎつけた。このように、漁業秩序を維持するための漁業組織が要請されていたが、その制度化までには4半世紀を要し、この間の実際の取り締まりは、事実上、府県単位に委ねられていた。各府県では、この間に各種の漁業取締規則を制定し、対応をしていた。2つ目の特徴は、各府県に任された秩序維持の内容が、漁業取締規則等となって現れ、漁業秩序の維持のみならず、蕃殖の制度化を含めていた点である。例えば、石川県においては、「漁業採藻取締規則」（1878年）、「漁業採藻取締規則改正」（1887年）を施行し、「各潟内ニ魚類蕃殖ノ為メ禁漁場」を設け、地方費でその効果を実現させようとしていた（第8～9回『石川県勸業年報』、1887～88年）。

明治10年代から20年代にかけては、水産に関わる政策母体が不安定であった。1877（明治10）年に内務省勸農局に水産掛が設置された後、1881年4月に農商務省が設置されると、内務省から水産課が移され、水産事務を担当した。水産課は水産局（1885年）に昇格したが、官制改革の勅令により廃止され、農務局の水産課に管掌された（1890年6月）。7年後の1897（明治30）年、再度水産局が設置された〔片山 1937〕。水産行政が農務局水産課で行われていた7年の間（1890～

1897年)には、水産調査所の設置(1893年)、水産講習所官制(1895)、遠洋漁業奨励法(1897年3月)が公布されたが、漁業法制定(同33年(1900))や漁業組合の組織化(明治40年(1907))は水産局が再設置された以後に実現をみた。水産業の政策は、勸業政策によって大きく補完されていたのである。例えば、1897年には2回目の水産博覧会が開催された。水産博覧会の開催は、内務省系の勸業政策を基盤とする政策であり、かつ、水産業の政策的停滞を補う上でも重要な役割も果たした。水産業関連の政策は、また、民間組織である大日本水産会の働きによって大きく補完されていた。例えば、第3回内国勸業博覧会とあわせて大日本水産会が開催し水産集談会(1890年7月1日~3日)では、農商務省から「水産統計調査ノ方案」を筆頭に以下の4つの問題が下付された。すなわち、第1問「遠洋漁業ヲ拡張スル方案」、第2問「魚介類ノ販路ヲ拡張スル方案」、第3問「海外輸出品ノ増殖ニ関スル方案」、第4問「魚肥料需要供給ノ実況」であった(「大日本水産会ニ於テ水産集談会ヲ開設ス」、1890年。国立公文書館所蔵。文書番号2A-011-00・類00518100)。このように沿岸の漁業から沖合、遠洋へと漁場を拡大し、生産を増加させることが企図されていた。これが3つ目の特徴である。そして、漁獲された水産物を水産製造物に加工して海外貿易によって広く流通させることが意図されていた。この点が4つ目の特徴と言える。

すなわち、水産政策は、各地の漁場で見られた過酷な漁獲行為を戒め、操業の場である漁場を遠洋へ拡大するとともに、海外輸出品の増加に力を入れ、肥料等の水産製造物の需用と供給も含めて、水産物の販路を広げることに置かれていた。

2. 鳥取県における水産改良と水産巡回教師

河原田による鳥取県における水産改良の事例を紹介し、その特徴を検討しておこう。鳥取県を取り上げる理由は、水産改良の事例が多い日本海側であること、2回にわたる巡回が行われ、水産講話の冊子も2冊作成されており、その内容を確認することができること、水産講話の冊子の閲覧が容易でなく、その内容がほとんど知られていないことを挙げることができる。

1) 明治期における鳥取県水産と勸業

明治初期における鳥取県の産業を『鳥取県勸業事務演舌書 乾 明治廿二年 農商課』によって見てみよう⁽²⁾。これによると、以下のように記述されている。「士族授産ト一般勸業ト相待チ養蚕製糸業ヲ改良拡張シテ従来木綿織物、製鉄等ノ衰頽ニ代ヘ之ヲ因伯二州ノ経済ヲ挽回スル特有物産ノ基本」にするという。困窮し、徘徊する等の問題となっていた士族に対する授産政策とともに、農業を基盤とする殖産興業として製糸業を改良に重点が置かれていた。

鳥取県では、1883(明治16)年5月の太政官布達第13号に基づき、鳥取県告示第9号(1885年1月)が告示され、勸業諮問会規則等が定められた。これによって、第1回諮問会が開設され、鳥取県の勸業行政の一翼を担っていった。政府は、各都道府県で勸業諮問会を設置し、開催するよう重ねて推奨していた(「勸業諮問会並勸業委員設置条項」及び、心得は農商務省達8号、1884年)。1885年には、勸業委員、勸業各会設置準則が布達され、1887年にそれを廃止して設置規則を定め(鳥取県県令第86号)、郡役所毎に1名の都合6名が配置された。勸業諮問会と勸業委員が勸業行政を推進する母体であった。

1889年当時の勸業事務は、以下の4種の綱領で営まれていた。

- ①農商工業ニ関スル規律ヲ整理スルコト
- ②勸業委員及勸業世話係ヲ奨励スルコト

③農商工業当業者ノ智識ヲ開導スルノ方法ヲ施設スルコト

④農商工業者ノ特別^(三)効勞アルモノヲ褒賞シ又ハ各業ノ伝習生徒各種ノ品評共進会等ノ費金ヲ補助スルコト

(『鳥取県勸業事務演舌書 乾 明治廿二年 農商課』)

当時の水産業の状況を同書によって概観しておこう。鳥取県は因伯二州の北側が皆海に面し、「百十余村」の漁村、「六千有余戸」の漁戸、「一万七百四人」の漁夫、「大小二千三百七十隻」の漁船が認められた。江戸時代、因幡においては田後、網代、酒津、青谷、伯耆においては泊、赤崎、御来屋といった要所の漁村に船役所が置かれた。沖合漁業を行うこれらの漁村に対しては、「北風激浪」の冬期に際して毎年「扶食米ヲ貸与」し、春夏の漁獲によってそれを「返納」させる「保護法」があった。だが、明治維新以後、藩政時代の法は廃止され、海岸の樹林は「往々濫伐」され、漁業上の影響も少なくなく、漁村の「疲弊ハ著シキ惨状」を呈するようになった。加えて、近年漁夫等は、貧困によって危険を侵す者が多く、1、2の漁村は「頻年難破ニ罹ル」ものが目立ち、甚だしいものは、遺族等が道路に「彷徨シテ富民ノ愛憫ヲ乞フ」有様であった。『鳥取県勸業沿革』によれば、淡水漁業は農業の余暇として兼業される程度であったが、湖山池は江戸時代において魚類の保護がなされ、1617年頃(280年前)には、鯉児、白魚等を放流して漁獲することが行われていた。また、「セイゴ」役(川役、小物成)と称する漁業税が、湖山村、若しくは沿岸諸村に割賦して徴収されていたが、他の漁村にはそうした制度がなく、自由に漁労できた。そのため、明治維新によって、藩政時代の徴税法が改正された結果、漸次漁獲高を増加して、「濫漁ノ弊害ヲ見ルニ至」という状況であった〔鳥取県内務部 1900：288-289〕。

このように、全国的に認められた漁業の混乱と漁村の貧窮は、鳥取県においても当てはまった。1887年の水産の産額は総額15万5622円80銭であり、漁戸数で計算すると、1戸当たり僅か26円10銭余に過ぎず、貧しかった。明治前半における鳥取県の水産状況も、漁村が疲弊し、濫漁が顕著であったのである。そのため、鳥取県は、「水産ハ在来ノ製品ヲ改良セシメテ清国輸出ノ方針ヲ取り又タ漁具漁船ノ改良ヲ勧誘奨励シテ当業者ヲ鼓舞シ実業伝習者ヲ熟練地方ニ出シテ之ヲ修業セシメ而シテ湖川ハ魚族蕃衍ノ計画ヲ為シ海漁ハ沖合漁業ヲ拡張セシメ」ることを掲げ、水産の改良を進める必要があったのである〔鳥取県内務部 1900〕。

2) 河原田による水産巡回教師

(1) 第1回巡回〔1888年1月17日～2月21日〕

水産巡回の際に、農商務省は派遣する者へ「心得」を通達していた。鳥取県への巡回に関わるそれは確認できていないが、1890年に京都、静岡、鳥根県へ河原田が派遣された際のそれは4ヶ条であった⁽³⁾。教授内容は「漁具ノ構造水産物ノ製造蕃殖及漁労ノ方法」に限り、前回の教師との間で内容に齟齬を来さないよう、前回の教授に従い、改正を必要とする事項については農商務大臣の許可を得ること、「水産上ノ事項ト雖モ行政部内ニ属スル事項」については、関与してはならないこと、巡回内容について復命書を提出することであった。

1888年、河原田は巡回教師として鳥取県を訪問した。『鳥取県勸業事務演舌書 乾 明治廿二年 農商課』によると、「農商務属河原田盛美」を「聘任」して「県下沿海漁村ヲ巡回シテ製品及漁具漁法ノ改良拡張ノ方針ヲ説示シ以テ之ヲ勧誘奨励」したという。この巡回教師の出張に関しては「鳥取県下水産改良ノ為メ巡回復命書」と題した復命書が残されている(国文学研究資料館所蔵)。復命書から、その過程を整理すると、1月17日に東京を出発し、22日に鳥取に到着、23日に県庁で協議を行い、24日から2月21日までの29日間、「農商課員佐藤属」と郡村吏勸業委員等の数名

が同行し、因幡伯耆2国の「沿海及ヒ湖沼河川ノ漁村」を巡回した。その順序は、初めに因幡国の但馬の国境から鳥根県の境である伯耆国境港迄、調査、及び、漁村困窮の病原を探求しながら、一巡し、再び、伯耆の境港から13ヶ所の漁村において、当事者を集め、「改良ノ要旨」を「説示」するというものであった。

1888年1月19日の『鳥取新報』には「水産巡回教師として本県へ出張を命せられ去る十六日出発したりと言ふ」と記されている。同年2月4日の『鳥取新報』には「去廿日伯州八橋郡赤崎宿海蔵寺に農商務省水産局属河原田^(河原)美盛氏及び本県農商課属佐藤啓行氏河村氏外二郡役所員等出張の上同村の漁夫数十名を集め同地方漁業法を聴聞せしに漁夫等は従来慣行の方法を語りたりしが河原田氏は近日の帰路に漁りの明法を教授するとの事にて同地出発尚ほ西方へ赴きたりと同地より通信ありたり」と報道されている。

巡回の内容については、復命書、及び、『水産講話筆記 河原田盛美 述』（鳥取県農商課、鳥取県勸業雑報号外、1888年）にまとめられている。『水産講話筆記 河原田盛美 述』からその内容を紹介しよう。同書の構成は、総論を含めると28の項目で構成されている。すなわち、総説、漁業の改良（漁場、海岸樹林、漁港、漁具）、水産製造物の販路拡大、漁村維持と項目が続き、それ以下は、鰯から海藻までの水産物製造の産物が15項目記され、末尾に淡水魚の繁殖保護について、河川と湖水を配置している。総論では、人類の身体のために必要な鳥獣の肉が高価であるため、海に囲まれた鳥取県が「水産ノ利」に富んでいること、「魚肉」のほか、加工によって用いられる製品が多くあることに触れ、鳥取県の沿岸漁場や漁業種類、内陸の湖や河川等、淡鹹水の魚介藻類の種類、漁業上の収益とその低さ、鳥取県漁業の進歩の程度を指摘し、現在必要とされる諸事項をまとめ、それを可能とする漁業環境の改善を図る必要も述べている。

（2）第2回目巡回 [1889年（7月2日～？）]

第2回目の巡回は、『鳥取県勸業事務演舌書 乾 明治廿二年 農商課』によれば、「再ヒ水産巡回教師ヲ聘シテ製品改良ノ方法ヲ再演セシメ」たという。詳細な月日は不詳であるが、『水産講話筆記 河原田盛美 述』によれば、境、米子、淀江、御来屋、赤崎、橋津、泊、青谷、酒の津、賀露、田後、大羽尾、網代の宿村といった13の地で水産の「説示」をしたという。同年の『鳥取新聞』の報道によれば、「水産伝習教師」（6月30日）としての出張命令あったこと、「日本来鳥の都合」（7月2日）、「水産物改良方法説示」のため伯州巡回中なりし所此頃帰鳥し昨日亦岩井郡へ向け出張せり」（7月24日）という。出張の目的は水産物製造方法について改良することであると報道されている。

この巡回の内容を『水産講話筆記：附・随員演説 河原田盛美 述』（鳥取県第一部、鳥取県勸業雑報号外、1890年）から窺ってみると、総説においては、前年に引き続き再訪した理由が挙げられ、次いで、前年と比べて改良が進んだ5点が挙げられている。①蒲生川、千代川、天神川、日野川等の河川における鮎、鱒、鮭の禁漁場の設置による繁殖保護、②漁村において漁業組合が出来、賀露、青谷、橋津等で波止を築く予定があること、③県会で遠洋長縄漁船の新造費と、各府県に水産伝習生を派遣する費用を議決したこと、④特有産物である板屋貝の発生周期間隔についての原因を研究する試験場を設置したこと、⑤私立因伯水産共進会を開催すること、である。『水産講話筆記：附・随員演説 河原田盛美 述』の構成は、総論に続いて、水産物製造を概括する項目（漁業の経済と製造物の事、水産物の区域、共進会の必要、製造補遺）が続き、更に、海粉の事からイシルの説まで3つの個別水産物の例が示される。以下は、淡水魚、漁船改良の事に続いて、再び水産物製造品（海藻の事、鰯製造の事、鱻の事）がまとめられている。総論を含めると13項目で構成

され、水産製造物を中心にまとめられていることがわかる。

第1回目と第2回目の巡回内容を対比すると、前者は、漁業の改良、水産物製造の改良、繁殖保護の改良、水産物の販路拡大というように、水産業の改良を網羅的に取り上げ、後者は、水産製造物を中心に、前者で触れ得なかった点を取りまとめ、前回は改良できた点を評価する内容となっている。巡回による効果を確認し、水産改良を段階的に漏れなく進めようと試みていたと言える。

3) 鳥取県における水産巡回教師の効果

明治10年代から20年代にかけての水産政策は、先に見たように4つの特徴を有していた。すなわち、A：漁業秩序を回復し、維持するための漁業組織の必要性、B：蕃殖の制度化の必要性、C：遠洋漁業の必要性、D：水産製造物の生産による海外貿易の振興の必要性、であった。河原田の巡回は、鳥取県の水産関係者によって、どのように受け止められ、いかなる効果があったのか、これら4点と対比してみよう。

河原田の巡回の後、『鳥取県勸業雑報』5号(1888年6月)には、「四月農況及水産」と題して、汗入郡会見郡の勸業通信委員金田駒治郎の報告が載せられている。これによれば、河原田の巡回の後、「水産業ノ機運少シク振ヒカケ沿海町村ノ有志者中水産業ノ話ヲナスモノアルヲ聞見スルニ至」ったという。例えば、汗入郡淀江宿外十村戸長役場員においては「種々水産物ノ製造」を試みて「河原田氏ノ検閲ヲ求メ」たり、会見郡福定村外四村戸長役場においては、「魚招林設置」を計画して各村の海岸に「松苗ヲ植付」けたりしているという(13-14頁)。河原田の巡回の効果はこのように、②の蕃殖や、④の水産製造物の面として現れていた。また、『鳥取県勸業雑報』8号(1888年12月)には、「水産事業興起ス可シ」という内容を主張する文章も掲載されている。巡回についての言及はなく、直接の関係性は確認できないが、水産業への関心が広がっていることが窺える。

鳥取県水産業全体への波及効果を『鳥取県勸業沿革』から窺ってみよう(表2)。表2からは、河原田の巡回によって水産業の当業者が改良の必要性を「覚知」し、水産共進会や集談会の開催に繋がっていたことが読み取れる(D)。実際、岩井郡においては、「鰯改良組合成り河村郡泊宿ニテハ共同販売ヲ為スニ至レリ」という(『内務部第二課主管引継目録演説書綴』、鳥取県、1891年⁽⁴⁾)。漁船の改良・漁具の改良も1890年以降すすめられた(C)。遠洋漁業奨励法(1897年)に先立ち、河原田の来訪をきっかけとして、1890年には予算の裏付けをもって漁船改良事業を進められている。蕃殖保護についての意識も高めていった。例えば、1891年に、県令で漁業取締規則が發布され「漁村ノ取締」と「濫漁ノ弊ヲ拒ク」制度ができると、放流費補助による中海での繁殖(牡蠣)が行われた(D)。これは繁殖保護でもあるが、漁業組合がそれを実施する組織として存在している点で(A)にも該当しよう。なお、東郷池においても放流事業が行われ(『内務部第二課主管引継目録演説書綴』(1891年))、1903年には、これまでの規則を廃止し、新たに「漁業取締規則」を制定している[鳥取県内務部 1912]。

『水産講話筆記：附・随員演説 河原田盛美 述』においては、第1回目よりも改良が進んだ5つの点がまとめられている。これを、中央での水産政策における4点を対応させると、A：漁業秩序を回復し、維持するための漁業組織の必要性=②漁業組合、B：蕃殖の制度化の必要性=①繁殖保護・④試験場設置、C：遠洋漁業の必要性=③遠洋漁船、D：水産製造物の生産による海外貿易の振興の必要性=⑤水産共進会の開催、と整理できる。河原田の進めた水産改良は、基本的に中央の水産政策の枠内で進められていたと見ることができる。

このうち、特に力を入れていたとみられるのは水産製造物である。例えば、私立因伯水産共進会は、鳥取本町において1889年8月1日~7日までの7日間開催された。『私立因伯水産共進会報

表2 鳥取県の勸業事績 [1888-1895]

西暦	水産勸業事項
1888	農商務省ニ主任技手ノ派遣ヲ乞ヒ同技手河原田盛美ノ来県シ沿海漁村ニ巡回講話ヲナシ漁労、製造、繁殖改良ノ諸項ヲ説示シ大ニ有志ノ注意ヲ惹ケリ
1889	更ニ同技手ノ派遣ヲ申請シ前年ト同一ニ講話ヲナシ且ツ其ノ製造物ノ如キハ実地ニ就キ講師自ラ之レヲ製造シ初メテ漁民ノ大勢改良ノ必要ヲ覚知スルニ至レリ 此時ニ当リ因伯私立水産共進会ヲ開催シ地方税ヲ以テ之レニ補助金ヲ与ヘ同技手ヲ審査長トシ県内水産業ノ現況優劣等ヲ一般ニ公示シ同時ニ水産集談会ヲ併設ス 又沿海漁村ヨリ漁夫八名ヲ募リ之レニ旅費及月手当ヲ支給シ神奈川、高知、長崎、石川、新潟、大分諸県ニ派遣シ各県ニ於ケル有益ナル漁業ヲ伝習セシメ翌年卒業帰県シ大ニ県下漁業者ノ先導者トナリ改良ノ必要ヲ知ラシメタリ
1890	漁船改良ノ模範トシテ遠洋漁船ヲ大分山口両県ヨリ購入シ岩美、東伯、西伯各郡有志者ニ貸与シ使用後之レヲ公売セリ 当業者中ヨリ伝習生四名ヲ募リ旅費及ヒ月手当ヲ支給シ大日本水産会付属水産伝習所ヘ入所セシメ明治廿四年七月卒業帰県シ爾來本県漁業ニ尽瘁セリ 改良漁具新調費トシテ明治廿二年各県ニ派遣シタル沿海各郡漁業者ヘ補助金ヲ与ヘ改良漁具ヲ試験セシメ更ニ岡山、岩手両県製造烏賊釣具、新潟県烏賊釣具、及ヒ白錘、愛知県鱒釣具、大分県アヲリイカ釣具、岩手県葡萄烏賊釣具ヲ購入シ之レヲ主ナル漁村ニ配布シタリ
1891	私立因伯水産物外三品共進会ヲ東伯郡倉吉町ニ開設ス 西伯郡淀江町大田市太郎ヘ改良漁船新造費ニ補助金ヲ下付ス 八月県令第五十二号ヲ以テ漁業取締規則ヲ発布シ漁村ノ取締及ヒ濫漁ノ弊ヲ拒ク
1892	西伯郡中海漁業組合ニ牡蠣放流費ヲ補助シ中海ニ牡蠣ノ繁殖ヲ計ル
1893	岩美郡ニ於ケル遠洋漁業試験費ニ補助ヲ与ヘ東伯郡泊村ヘ同出漁費ヲ補助シ前年ニ引続キ中海漁業組合ニ牡蠣放流費ヲ補助ス
1894	東伯、気高両郡ニ於ケル遠洋漁業者出漁費ヲ補助シタルモ偶々日清戦争ノ事アリ同年ハ充分ナル目的ヲ達スルニ至ラス 気高郡ニ於ケル鯛目張一本釣教師雇入給並ニ旅費ヲ補助シ 十一月県令第七十四号ヲ以テ潜水器漁業取締規則ヲ発布ス
1895	西伯郡ニ鯛目張一本釣教師雇入給並ニ旅費ニ補助金ヲ下付シ 又岩美郡浦富村ニ大敷網新設同網代村ニ改良揚繰網新設ニ付キ各教師給旅費ヲ補助シ 東伯、気高両郡遠洋漁業出漁費ニ補助金ヲ与ヘタリ 漁業取締規則中ヲ改正且追加ス

典拠：『鳥取県勸業沿革』、鳥取県内務部、1900年

告』(中嶋孝治編、1889年)の緒言によると、この会は、河原田の2度にわたる巡回講話によって「有志ノ輩奮起スル処」あって開設したものである。各郡勸業委員が事務をつとめ、事務長と審査委員長は県官に、各郡から審査委員を選定し、審査長は巡回中の河原田に委嘱された。水産に関わる出品を募って、優れた出品物を表彰し、更なる水産改良を奨励する会であった。出品物の内訳は、①海産物製造品、②水産製造肥料、③川湖沼産物製造品、④漁具に区別され、水産製造品に力点が置かれていた。出品数は500品以上あったが、審査を受けたものは総数394件で、そのうち108件が受賞した。入賞した出品物と出品者を表3にまとめた。上位の3等賞の受賞内訳(16件)を見てみると、1等賞は、改良一番鰯1件と明骨1件の計2件、2等賞は4件あり、甲付鰯1件、板屋貝柱2件、雲丹1件、3等賞は計10件で、改良一番鰯1件、葡萄鰯1件、鱻鱈1件、淡菜3件、鱈滓搾1件、砂細工箸1件であった。上位に入賞した水産製造物を一見すると、鰯、明骨、鱻鱈といった清国向けの輸出水産物を認めることができる。注視して見ると、鰯は、改良一番鰯(1等と3等)、甲付鰯(2等)、葡萄鰯(3等)と3位受賞件数中4分の1を、板屋貝柱は、2等と3等に各々2件ずつ入賞し、3位受賞件数中4分の1を、淡菜は3等に3件入賞し、3位受賞件数中16分の3を占めていた。鳥取県の水産製造物として、鰯、明骨、鱻鱈といった清国向けの輸出水産物に加え、板屋貝柱や淡菜も推奨されていたことが分かる。

本共進会の開設を担った有志を見てみよう。『私立因伯水産共進会報告』には「本会基本人」の氏名が掲載されており、中嶋孝治、三枝礼二、秋山忠直、永見雄三郎、吉田鉄馬、大谷文次郎、網谷金次郎、林原昇治、門脇重雄、浜岡隆の10名を確認することができる。筆頭の中嶋孝治は、気多郡奥崎村の士族で、水産業の意識が高く、捕鯨や巾着網の改良に取り組んでいた人物である。中嶋は、河原田が来県した1888年中に大日本水産会へ投稿しており、河原田の来訪に刺激を受けた

表3 因伯水産共進会褒賞受賞者

	水産製造品名	地域	氏名		水産製造品名	地域	氏名
1等賞	改良一番鰯	気多郡奥崎村	中嶋孝治	3等賞 〔舊稱〕	晒石花菜	気多郡酒津村	瀧本コト
	明骨	汗入郡淀江宿	中西類次郎		晒石花菜	岩井郡浦富村	竹田久四郎
2等賞	甲付鰯	河村郡泊宿	三枝礼二	食用汐藻	汗入郡平田村	谷野作四郎	
	板屋貝柱	気多郡青谷村	恩田千七	晒石花菜	岩井郡田後村	西山芳次郎	
	板屋貝柱	気多郡青谷村	遠藤和吉	晒石花菜	気多郡八束水村	谷口元蔵	
3等賞	雲丹	八幡郡赤崎宿	牧野茂三郎	晒石花菜	八橋郡赤崎宿	林原昇治	
	改良一番鰯	久米郡魚町	小倉喜兵衛	和布	気多郡酒津村	当間宇三郎	
	葡萄鰯	気多郡酒津村	榊波市平	灰乾海素麵	八橋郡塩津村	渡邊丑次郎	
	鱈鱈	八幡郡赤崎宿	酒井豊次郎	乾蝦	汗入郡塩津村	鹿島藤蔵	
	淡菜	高草郡安長村	中山邦造	田螺乾肉	岩井郡牧谷村	田村永一郎	
	淡菜	邑美郡元魚町	佐伯信太	食塩	岩井郡陸上村	北川浅次郎	
	淡菜	岩井郡岩戸村	藪野芳五郎	食塩	岩井郡陸上村	寺谷万次郎	
	板屋貝柱	河村郡宇谷村	八木元吉	介灰	八橋郡由良宿	豊田太郎	
	板屋貝柱	気多郡長和瀬村	中瀬米造	乾鰾	八橋郡下甲村	高見米吉	
	鱈搾滓	河村郡長瀬宿	戸崎富隆	乾鰾	八橋郡下甲村	渡邊富次郎	
	砂箸細工	岩井郡浦富村	杉村文十郎	乾鰾	八橋郡下甲村	野口儀三郎	
4等賞	鱈搾滓	八橋郡下甲村	渡邊信平	乾鰾	八橋郡下甲村	西村茂平	
	焼干鯛	汗入郡御来屋宿	水産商会社	乾鰾	八橋郡下甲村	渡邊孝治	
	淡菜	邑美郡元魚町	大谷文次郎	塩藻着	会見郡境町	生田太郎平	
	淡菜	気多郡青谷村	岡本龍蔵	乾鮎	法美郡立川村	山根平蔵	
	淡菜	河村郡宇谷村	尾崎仁三郎	鮎酢	八上郡河原村	田中藤次郎	
	干鰯	村美郡元魚町	太田市三郎・岡野甚十郎	鮎酢	八上郡郡家村	横山新次郎	
	干鰯	岩井郡網代村	生越愛蔵	3等賞 〔舊稱〕	甲付鰯	汗入郡淀江宿	中西類次郎
	板屋貝杓子	岩井郡青谷村	松本沢蔵	改良一番鰯	河村郡泊宿	三枝礼二	
	板屋貝柱	岩井郡名長和背村	中村直蔵	鱈鱈	気多郡酒津村	榊波市平	
	板屋貝柱	岩井郡名長和背村	綿井伊平	焼乾鯛	八橋郡赤崎宿	酒林豊次郎	
	海參	八幡郡御崎村	萩田保蔵	板屋貝柱	河村郡泊宿	三枝礼二	
5等賞 〔賞目無し〕	海參	会見郡小篠津村	村田吉重	海豚油	岩井郡岩戸村	藪野芳次郎	
	干蝦	同郡安定村	戸長役場	雲丹	八橋郡下甲村	渡邊信平	
	乾飛魚	岩井郡大谷村	奥田周三	板屋貝柱	気多郡奥崎村	中嶋孝治	
	塩乾鮎	岩井郡岩戸村	杉山與四郎	海鼠腸醬	会見郡小篠津村	村田吉重	
	乾鰾	岩井郡田後村	上村平三郎	二番鰯	岩井郡網代村	生越愛蔵	
	塩鯖	河村郡泊宿	中山周六	乾鱈	岩井郡岩戸村	藪野芳五郎	
	晒石花菜	岩井郡網代村	村上半平	乾蝦	汗入郡淀江宿	太田市太郎	
	雲丹	八橋郡赤崎宿	嶋田平次郎	塩乾小鯛	汗入郡淀江宿	太田市太郎	
	雲丹	気多郡青谷村	竹中周三郎	介杓子	河村郡泊宿	三枝礼二	
	雲丹	八幡郡赤崎宿	佐伯勘司	塩鯛	岩井郡岩戸村	杉山與四郎	
	5等賞	海參	八橋郡下甲村	手嶋権十郎	鰾搾滓	岩井郡岩戸村	生越愛蔵
海參		岩井郡浦富村	山内徳次郎	章飛魚	岩井郡岩戸村	杉山與四郎	
海豚油		気多郡浜村	上嶋儀三郎	晒鰾	汗入郡御来屋宿	水産商会社	
鱈魚油		岩井郡岩戸村	米澤房太郎	晒鰾	気多郡青谷村	岡本龍蔵	
二番鰯		岩井郡田後村	山田繁蔵	乾海豚	気多郡酒津村	磯邊善七	
二番鰯		岩井郡大羽尾村	中垣善八郎	二番鰯	邑美郡元魚町	岡本甚十郎・太田市三郎	
二番鰯		岩井郡大羽尾村	田中米蔵	玉筋魚油	岩井郡網代村	村上半平	
乾飛魚		気多郡酒津村	山本元蔵	追賞	板屋貝柱販売 事蹟	気多郡青谷村	故山田與五郎
蒸乾鱈		岩井郡浦富村	松本常七	砂箸細工功勞	岩井郡浦富村	故杉村三郎	
蒸乾鱈		岩井郡小羽尾村	羽田友三				
乾鯖魚		岩井郡岩戸村	米澤文次郎				
乾飛魚	岩井郡牧谷村	横山秀碩					
乾飛魚	岩井郡浦富村	澤田伊平					
魚鰾	汗入郡淀江宿	太田市太郎					
魚鰾	八橋郡赤崎宿	祇園源四郎					
魚皮	気多郡酒津村	磯部善七					
塩鯛	汗入郡淀江村	太田市太郎					
塩鯛	気多郡浜村	木下米七					
塩鯛	気多郡酒津村	灘住久米三郎					
塩鯛	岩井郡岩戸村	村山栄蔵					
塩鯛	河村郡泊宿	島崎豊次郎					
晒白菜	岩井郡網代村	生越房蔵					
晒鰾	会見郡渡村	門脇芳松					
刺身和布	気多郡青谷村	中原喜平					
晒石花菜	気多郡青谷村	山本幸次郎					

典拠：『私立因伯水産共進会報告』（中嶋孝治編、1889年）

ものとみられる〔中嶋 1888〕。判明した者について略記すると、三枝礼二は、河村郡泊宿において、明治初期の泊小学校設置に力があり、後、鳥取県会議員（1882年～）、連合戸長や戸長をつとめた名士である〔尾崎 1968〕。秋山忠直は商業銀行につくした人物である〔鳥取仏教青年会 1915〕。大谷文次郎は、近世期には帆前船（千石船）を所有していた鳥取市の旧家で商業者として知られる〔因伯史話会 1911：64-66〕。門脇重雄は、渡村の日御崎神社の祠官で、渡村村長、鳥取県会議員、衆議院議員をつとめ、中浜郡中浜村に干拓新田造成したり、株式会社米子銀行監査役等をつとめたりし、『日本勸業銀行法農工銀行法正解』（博文館、1896年）等の著書もある政治家、かつ、実業者である。1888年当時は勸業諮問会員をつとめていた〔木村 1890〕。中嶋、三枝、門脇は県会議員、大谷は商業、秋山と門脇は銀行系の実業者でもあるが、何れも地域の名士であり、勸業諮問会や勸業委員等をつとめているように、勸業へ熱心な者達であった。このうち水産業と直接関わる者は半数ほどと考えられ、中嶋孝治（改良一番鰯）、三枝礼二（甲付鰯）、大谷文次郎（淡菜）、林原昇治（晒石花菜）の4名はこの水産共進会で受賞している。河原田は、このように勸業政策を担う地域の名士を中心に水産改良の影響を与え、それらの者達は有志として水産共進会の設置を計り、鳥取県の産物を水産製造物として生産することに力を入れ始めたのである。なお、1891年には「私立因伯水産物外三品共進会」も東伯郡倉吉町に開催されている。

4) 鳥取県における水産巡回教師の意義

鳥取県全体での水産関係の勸業費を整理すると、表4のようになる。水産関係の勸業費は、1888年から継続的に支出され、その最初の支出は「水産巡回教師費」であった。2年継続したこの支出は、河原田を招聘して水産巡回させるための費用であり、この水産巡回が、鳥取県の水産業の勸業を促す起点としての役割を果たす位置にあったことが分かる。以後、勸業費は、2つの方向で支出されていく。1つは「水産業保護奨励費」であり、もう1つは「水産実業伝習生補助費」である。前者は、水産の勸業費の中で唯一1900年まで持続的に支出されているものである。中央の水産政策においてはBに位置づけられ、部分的にはAにも関わるが、潟、池や河川を中心とする水産政策が、鳥取県において重要であったことを示している。「湖山池看守人給」もこの支出を有効ならしめるためのものであろう。後者の「水産実業伝習生補助費」は、3年間継続して支出された。このような水産関連の勸業費の支出の流れを生み出す上で、水産巡回教師の来県は重要な意味を持ったことが分かる⁽⁵⁾。

その重要性の1つは、「水産実業伝習生補助費」に認められるように、鳥取県で水産改良の人材を供給できる基盤形成が進められた点にある。『鳥取県勸業沿革』から補足すると、鳥取県では、先進地へ当業者を出張させ漁業を「伝習」させ、帰県後は「先導者」として「改良ノ必用」を知らしめた。翌1890年には、大日本水産会の水産伝習所へ伝習生を派遣し、その卒業生も鳥取県に戻って漁業に尽力させている。この際、地方税で水産物製造試験所を鳥取市に、更に西伯郡米子町にも設けて、1893年には「沿海主要地八ヶ所」に水産物製造伝習所を設置して「修業者百十一名」を出したという〔鳥取県内務部 1900〕。このような人材を育てることによって、以後、「水産製造試験場補助費」「水産教師費」「遠洋漁業補助費」等を鳥取県内の人材に依拠して進める基盤ができたと言える。鳥取県の当業者達は、当初、河原田のように中央から派遣される者から学ぶ形式をとってその有益さを確認し、すぐに中央へ当業者を派遣することで実を得ることにした。折から設置された大日本水産会の水産伝習所へも派遣を行うことで、最新の知識や技術を鳥取県に持ち込み、教育していくことができたからである。水産伝習所は、その後、官設水産講習所となり（1897年）、同年に府県水産講習所が農事講習所規定に付随した形で制度化された。

表4 鳥取県における水産関係勸業費

	1887年	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年	1894年	1895年	1896年	1897年	1898年	1899年	1900年
水産巡回教師費		241,500	135,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産実業伝習生補助費		0	504,000	320,000	90,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産業保護奨励費		0	200,000	350,000	35,000	220,000	221,000	220,000	220,000	420,000	320,000	300,000	300,000	1,012,200
水産製造試験場補助費		0	0	0	250,000	172,352	0	0	0	0	0	0	0	0
湖山池看守人給		0	0	0	0	12,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
水産教師費		0	0	0	0	0	116,120	0	0	0	0	0	0	0
遠洋漁業補助費		0	0	0	0	0	0	16,000	160,000	0	0	0	0	0
計	0	241,500	839,000	670,000	375,000	404,352	349,120	236,000	380,000	420,000	320,000	300,000	300,000	1,012,200

典拠：鳥取県内務部『鳥取県勸業沿革』、1900年

鳥取県における水産巡回教師の特徴を、このような水産教育との連関を含めて考えて見よう。水産巡回教師は3類型に整理できると考えられる。例えば、石川県では、①中央における水産の知識人が来訪するタイプ、②県内の知識人や経験者を水産技術の実施者として県内に派遣させるタイプ、③県外の経験者を県内に派遣させるタイプである〔中野 2016〕。石川県の例とは異なり、鳥取県においては中央からの知識人の巡回を契機として、直ぐに「伝習生」を中央へ派遣し、水産伝習所で教育を受けた後に帰県させ、後進の育成に当たらせた。この理由としては、鳥取県においては、石川県のように在の知識人や経験者に依存することができなかったことが背景にあると推察される。県内に水産知識を有し、技術に優れた人材が見出せない、もしくは、活用し難いため、中央へ依存せざるを得なかったのではないかということである。とはいえ、中央に依存するとしても、その実質的な教育を獲得する上で迅速に対応していた点では積極的であったと言えよう⁽⁶⁾。

以上、河原田盛美の水産巡回により、鳥取県は早い時期に中央の試みを一定程度吸収したことが分かった。鳥取県における河原田の水産改良は、特に、水産共進会の開催等、水産製造物の生産に力を入れていたが、基本的には、明治初期の勸業政策と農商務省の水産業政策の系譜に連なるものであり、漁業秩序を維持する組合の設置、蕃殖の制度化、遠洋漁業への拡大、水産製造物の生産による海外輸出の振興の4つの目標に沿っていた。その点で、河原田は官僚としての役割を忠実に実行し、一定の成果を挙げたものと言えよう。

3. 河原田盛美の「水産改良」観

前章では、河原田盛美による水産改良の働きかけが、鳥取県においてどのような効果をもたらしたのかを検討した。ここでは、河原田が、いかなる知識に基づいて水産改良を進めていたのかについて、まず、彼の著書である『水産小学』を概観し、以後、水産講話筆記を素材に、彼の歴史観、学術観、実業観の3つに視点を置いて検討する。

1) 『水産小学』とその骨子

河原田の名著である『水産小学』（1882年）は、関沢明清と織田完之が校閲し、大橋清次が参訂し、1882年6月に版權が免許され、上巻（58頁）下巻（65頁）の2冊で刊行されている。構成は、総論、水産物の名目、水産物の利用、漁具の名目、捕魚採藻（ここまで上巻）、水産物の製造、水産物販売法、漁村の維持法、水産蕃殖、漁業律の大意、博物学及び博覧会の主旨、水産統計学、水産理化学、天候気象学（ここまで下巻）の14項で構成されている。序においては出版の目的を「余が物産の学を講ずるや、専ら国家の経済を旨」とすること、そのために「漢土及び欧米諸邦の書」を参考とし、それと「実地経験目撃する処と折衷」する方法を取るとしている。すなわち、著

述の1つの拠点を古今東西の書籍に置き、もう1つの拠点として、自らが「実地経験目撃」したものの、すなわち、河原田の経験に置いている。この「実地経験目撃」は、「余幼少より物産学に志し、南ハ琉球の先島より、北ハ北海道千島に至るまで、全国を周遊、実地に経験」していたことが該当しよう。このような経験にも依拠する性格を持つが故に書名へ「小学の文字を附する」のであった。

総論においては、水産の重要性を認め、その「振作」をはかっていくことが必要であることを述べ、その改良を企図するには「其利害得失を学理に質し、実験に徴し、広く衆智を交換」することにあるという。「衆智を交換」するには、「協会・博覧会又ハ共進会等」が有効であるとし、「水産上の公益を計画し、実業の旺盛を謀る、気運に向」っている現在、この要点に「心をとどめて推究すべし」であるという〔上巻 1-4〕。

このうち、博覧会と学理についての河原田の考え方を見ておこう。学理（「水産理化学」）については、「必ず有用のもの」であるが、「其理論高尚」に涉り、「実業と学理上との間隔、甚だ遠く」、「普通学校」で学び得るものではない。そのため、実業者は、「其大意を知」れば十分で、それ以上の学理を研究する必要があるれば、「其専門家に問」へば良いという〔下巻 59-61〕。学理の大意を身につける場として重視されているのは博覧会である。河原田は、博覧会は、実業者が「能くなし能はざる」学問（博物学）の実物を見ることが出来る場であるだけでなく、「致富の元素」でもあるとし、それは「輸出入の、不平均を矯正」する最良の「器械の製場」であるとする。博覧会においては、水産改良の諸点、つまり、「第一に勸奨の方便、第二に特有の水産を増殖する便方、第三に漁具漁船の改良、第四に従来廃物に属する、水産物を有用に転せしめ、第五に海に遠き山国に魚類を運輸するの便法、第六に内外国に需用ある、水産物の製法を改良し、第七に水中博物学、理化学上、前古未詳の、事項を詳悉」することができるからである〔下巻 56-58〕。このように、河原田は、水産の改良を進めることで、小は「万民日用の食料に供」し、大は「国家を潤す」ことを追求する。だが、水産物の販路を求める際、「産業人」「商人」「購求人」の3者は、「互に己れの見聞の狭きを省みずして、相共に仇敵視するの弊」がある。互に「利を得んとして、目前の利に迷ふ」という利己的な弊害がある点を予防するためには「広く利弊得失をさとる」ことが必要である。そのためには「粗世上の有様を觀察」し「勉めて実学をなすにしかず」という。つまり、実地での観察で悟っていく経験的知識が必要だと言うのである。なお、構成上、最も頁を費やしている「捕魚採藻」は、魚介藻類の説明とともに、漁獲、採集の方法や漁具の名称、使い方等を解説しており、生産行為についての啓蒙的な意味が強い〔上巻 17-58〕。

以上、河原田は、万民の食料を供給し、国家を豊かにすることを目的に、当業者が、博覧会や共進会を通じて、学理の大意を身に着け、「衆智」を交換し、経験的知識に基づき生産・販売行為を展開していくことで、水産改良を進められると考えていたのである。

2) 水産史観

次に、河原田が、鳥取県の水産の現状をどのように認識し、水産改良の目標をいかに位置づけていたかについて、水産の歴史という観点から検討していこう。

『水産講話筆記 河原田盛美 述』（鳥取県農商課、鳥取県勸業雑報号外、1888年）で河原田は、水産改良を「進歩」に即し、4つの時期に区別、解説している。第1期は「天然ノ産出ヲ漁業シテ一部ノ需用ニ充テ専ラ生鮮ノ魚介ヲ販売シ人工ヲ加ヘサルニ在リ」という。第2期は「漸ク進テ自他経済上ノ考案ヲ付シ製造販売ヲ為シテ有無ヲ通シ収益ヲ増加スルニ在リ」という。第3期は「捕獲採取ノ過度ニ失シ産出ノ淵源ヲ絶ントスルノ憂アルヲ以テ採捕ノ節度ヲ制シ且ツ一方ニハ繁殖ノ

手段ヲ施行スルニ在リ」という。第4期は「保護蕃殖ヲ図ルノミナラス産物ニ向テ學術上ノ調査ヲ為シ其關係ノ如何ヲ探究シテ益其増殖ヲ企図計画スルニ在リ」という。当時における鳥取県の漁業は「頗ル幼稚ニシテ未タ第一期ノ世紀ヲ脱セス」とし、「欧米」は既に第四期にあって「盛ニ人工孵化ノ方法ヲ施行シ尙學術上ノ調査ヲ嚴ニスルノ氣運ニ至」っているという。よって、鳥取県下の漁業においては、「漁具漁法ノ得失ヲ講究シテ之カ改良ヲ図リ漁船及ヒ港泊所ノ改良ヲ為シテ就業上ノ危難ヲ免カレ」る必要があるし、漁業収穫物については、「生鮮ノ販売」に偏っていたため、「製油搾糟明骨魚肚製鱈等」の「適当ノ製造品ヲ製」する必要がある。そして、その「遺利」を得るためには、「県下産スル魚類ニシテ却テ他ノ塩蔵乾製ノ輸入ヲ仰ク」のではなく、むしろ、「清国輸出ノ販路アル原質」については、国内において生鮮で「販売」することをやめて、その「製造ヲ盛」にし、かつ、商業者等が販路の「穿鑿ヲ勉メテ販売ノ円滑ヲ図」って、「興隆ヲ計画」することが大事なのであった。また、「海岸河湖ノ樹林ヲ養成シテ漁場ヲ保護」すること、「儲畜金ノ方法ヲ設ケテ漁村ノ維持ヲ堅牢」にすることで、「着々歩ヲ進ムル」ことができ、そうすることで初めて「海面河湖ヲ利用スルノ要趣」を得ることが出来、「県下ノ富源ヲ深フスルニ至ル可シ」という。従って、水産興隆は「漁村ノ富源」のみならず、「実ニ県下經濟上至大ノ關係ヲ有スル」ものだという。

以上の河原田の観点を整理してみよう。河原田の進歩の捉え方は、水産業の存在価値が、自給自足という観点ではなく、資源枯渇を防ぎ、持続的な生産を維持しながら、需用へ対応する供給の量と質を向上させ、利益をあげ得るとする観念に立ったものとなっている。すなわち、河原田の考え方は、需用と供給のバランスと利潤増加を考慮した点に1つの特徴を有している。

2つ目の特徴は、この水産進歩の図式が、水産製造物の販路の拡がりに対応した国際認識に沿ったものであるという点である。同書から検討していくと、例えば、水産製造業を起す狙いは県下の物産品種を増加することで、特に「清国」から利益を上げることにあつた。つまり、国内において生鮮の状態で販売され、消費されている水産物については、その慣行的消費を改め、清国への販路を拡大し、輸出してより多くの利益を得ることができるため、水産製造業をして盛んにすべきだということである。第1の輸出先に清国を位置づける見方は『河原田盛美述 水産製造概説』（鳥根県第一部農商課、1988年）においてより明瞭に認められる。そこでは、「本邦水産ノ製造ハ第一ニ清国輸出品第二ニ搾粕魚油ノ改良第三ニ内国食用品第四ニ雑用品ノ改良ヲナシテ水産家ノ実力ヲ強大ニスルヲ得策トス」という。そして、「欧米人ノ嗜好スル缶詰、燻魚、塩蔵等ハ宜シク実力保持ノ時至リテ着手スルヲ順序トス」という。水産製造品を売り捌く相手として清国を筆頭に挙げ、水産改良に関する「水産家ノ実力」が「強大」になった段階で、欧米人向けの製造品を生産でき、販路を開拓することができるという。このように、河原田は「水産家ノ実力」の程度に基づき水産製造物の販路先を考えている。その考え方は、「水産家ノ実力」が最も強大である欧米を頂点とし、日本がそれに次、清国を下に置く序列的な認識に基づいている。清国を販路先とする理由には、もちろん、類似する魚介類を利用しているということや、貿易制度（俵物）の歴史的経緯を重要なものとしているが、このような考え方に加え、河原田は、「水産家ノ実力」に基づいた国際的な水産物販路の序列を考慮していたと言える。

3つ目の特徴は、水産の進歩の先に何があるのか、すなわち、目標の捉え方についてである。鳥取県の講話筆記においては、先に触れたような「漁村ノ富源」や「県下ノ富源」を通じて国家を豊かにすることが目的に挙げられている。この経済的豊かさをさらにどのように捉えているのかは、鳥取県の講話筆記からは明瞭に読み取れない。しかし、石川県の『農商務属河原田盛美水産講話筆記』（石川県勸業課、1889年）においては、興味深い記述がなされている。すなわち、かつての水産

製造物は、幕府や朝廷に対する進献であったため、「粗製アルコトナク益々精ニ精ヲ加」へて生産されており、清国輸出品（俵物）においては「法ヲ以テ濫製ヲ禁」じていたため「粗製ハ無カ」ったとは言え、もとより当業者の「目的」からなされるものでなかった故に、「精良ト云フニハ至ラサリシ」ものであったとする。しかし、維新以後、「進献ノ法廢タレ束縛ヲ脱セシヨリ各自目前ノ利ヲノミ目的視シ製品大ニ退歩」したという。河原田は、現在の水産製造物は、かつてより「退歩」したのになっていると見なし、その改良を図ろうとしているのである。かつての水産製造の目的は、朝廷や幕府に対する「忠勤ニ出」るものであったが、その「忠勤」を積極的なものにする必要があると考え、今日の目的を「愛国」とし、この「愛国」に基づく水産改良によって、漁家はもとより、漁村、県や国家が豊かになるのだというのである。

3) 「学術」と「実業」の「相合」

(1) 学術

河原田は水産改良を試みる際に「学術」と「実業」を重視していた。まず、学術の捉え方からみていこう。

先に見たように、水産の発展段階の第4期は「学術」と関係付けられている。すなわち、第4期は、保護蕃殖を図るだけでなく、「産物ニ向テ学術上ノ調査」をするものと位置付けられている。この学術上の調査によって河原田は「其関係ノ如何ヲ探究シテ益其増殖ヲ企図計画」するものだという。河原田は、「産物」の「保護蕃殖」に関わる「関係」がいかなるものかを「探究」することで、その「産物」の益々の「増殖」を計画できるという。その具体的な方法として「人工孵化」に触れ、既に第4期にある国々、すなわち「欧米」では学術上の調査を「厳ニスルノ気運ニ至」っているとす。河原田は、考え方の範をこのように「欧米」に置いていることが分かる。河原田による水産改良は、西洋に標準を置いたものなのである。

河原田は、水産業の進歩の段階に「学理」（ここでは「学術」と同義で用いることとする）を関連させている。鳥取県の水産講話筆記には認められないが、例えば、石川県の『農商務属河原田盛美水産講話筆記』（石川県勸業課、1889年）においては、その段階が5段階に整理され、「学理」と関係づけられている。最後の第5期は、一方では「繁殖保護ヲ充分ニ画ス」ことを、他方では、「新規漁場ヲ広メ新規ノ船及ヒ漁具ヲ用ヒテ新利ヲ興ス」時代となっている。いわば、鳥取県の講話で示された4期を更に細分して位置づけた形である。石川県の場合、「北陸道中尤天賦水産ニ富メルノ地況」であるにも関わらず、統計にあがる産額は甚だ少なく、「遺利多」き状態であるため、今後は「学理応用ヲナスノ時期」に「切迫」しているというのである。従って、このような水産改良には、官民を問わず尽力が要請され、そこに従事する者は「第一ニ必ラス空シク他ノコトニ日時ヲ費ササルヲ肝要トス安ソ安眠スヘキノ時ニアラサルナリ」と述べている。

個別の側面から見てみよう。鳥取県の巡回における漁船改良の説明は、『水産講話筆記 河原田盛美 述』（鳥取県農商課、鳥取県勸業雑報号外、1888年）の「漁船ノ説」で確認できる。そこでは、鳥取県の漁船について、その種類を基礎構造と漁業種類の観点から整理した上で、1種の漁船が数種の漁業に使用されており、特に不自由を感じていない現状を述べつつも、将来、漁業が「進歩」をすれば、数種の漁船が必要になるとする。なぜなら、現在の漁船は「腹部尖鋭」であるため、波によって「転動」して「破割」する憂いがあること、全体の構造が「堅牢」でなく、「船具粗造」で「激浪怒濤」の際には「破裂片碎」するためである。これらの改良のために「欧米ノ善良ナル」漁船を挙げる。そして、それに及ばなくても「西海ノ良船」を模倣すべきであるとする。このように、漁船の改良においては、「欧米ノ善良ナル」漁船を理想とし、改良を進めて行くのが望ましい

が、模倣を実施できる実際的な目標として「西海ノ良船」を基準としている（15-16頁）。水産物製造として、例えば、鯷搾糟の説明は、従来の鳥取県下においては鯷を乾燥して肥料に用いるものであるが、油分を含むことを利点としている誤りがあるとし、圧縮して肥料に供する方法の利点を挙げ、その方法について以下のように説明する。すなわち、大釜にて「凡ソ二十分間」鯷を煮て、「銅線杓子」で鯷を揚げる。この際、以下の2つの注意点がある。①煮釜の湯を「屢々交換スルコト」、②圧縮が「不充分ナルコト」である。後者は、「湯湿ノ二気ニ触ルルトキハ忽チ醜ヲ生シ虫害ヲ被リ貯蔵久シキニ堪ヘス」という。揚げた鯷を搾圧器に移して圧縮する。圧縮して得た水と油から「油分」を、別に用意した水に混ぜて分離させ、「粗製油」を「精製」する。「精製」の方法は「各種ノ器械ト化学ノ力ヲ応用」するという。この過程には「甚タ熟練ヲ要スル」ため、実際に「精製」している地方は少なく、寧ろ「粗製油ヲ以テ輸出ニ供スルノ勝レルニ如カサル」という。

河原田が推奨する水産改良の説は、明らかに「西洋」を目標とし、その「学術」の枠組みに依拠していると考えられる。しかし、河原田は、具体的に「学術」の内容を取り上げ、学説の異同や系譜等を論じることはない。河原田の説の特徴は、「西洋」の漁業の「進歩」段階を究極的な目標としつつ、むしろ、その具体的な進め方としては、現実に可能な在来の技術改良例を推奨普及させるところにあった。例えば、漁船の改良においては、「西海ノ良船」として、山口県下の改良漁船と、土佐の鯉船を挙げて推奨したり、水産製造物（鯷搾糟）の例でみたように、「粗製」段階の製造品による輸出を目標としたり、模倣が可能な事例を目標に挙げ、実際的な改良を進めているのである。

（2）実業

河原田は、今検討してきたように、「西洋」の「学術」を範としつつ、「実業」を重視していた。「実業」を重視する考え方は、福島県の水産講話筆記に以下のように示されている。河原田は、水産改良を進める際、その「事業総態」を知っていなければ不完全であるという（福島県内務部編『農商務省技手金田帰逸・大日本水産会学芸委員河原田盛美 水産講話筆記』、1894年）。この「事業総態」は、言い換えると、「学理」とともに「実業」をも以て水産改良をすすめるということであった。つまり、地方においては、漁場の状況、潮流の緩急、魚類の棲息、その他、「多少ノ差異」があるため、単なる「学理」の応用だけでは「事業」の1部分しか理解することができないからである。ウニの採捕の時期についての具体例を『水産講話筆記：附・随行員演説 河原田盛美 述』から見てみよう。ウニの製造について越前においては夏の土用中にウニを採るものとしながら、鳥取県の牧野茂三郎（八幡郡赤崎）は寒中にとっている。それは「海に乃て時節が違ふ」ためであり、河原田は、製造する人は研究しその「適當の時」を定めるのが「肝心」であるという。河原田は、「学理」と異なり、地域ごとに存在する「差異」を知った上で採捕の時期を判断すべきであると主張している。「学理」のみを鵜呑みにして実地に臨んでも、一朝一夕に「利害得失ヲ断定」することができないのであった。河原田にとっての「実業」とは、経験に基づいた知識であったと言いかえることができよう。

（3）「相合」

河原田は、そのため「実地実業」の上でよく「実験」を行うことが大事であると説く。つまり、「学理」に照らしつつ「実地」の重要性を説いているのである。この両者の関係性を「相合」と表現し、河原田は、「近来水産拡張ノ説天下ニ周シト雖トモ学者ノ実業ニ暗ク実業者ハ学理ヲ知ラズ歎息ノ至リト云フヘシ両者相合シテ盛大ヲ為スベシ」と述べ、「実地」と「学理」を「相合」

することで、水産業の改良を計画すべきであるという〔福島県内務部編 1894〕。

実際、河原田は、「実地実業」の「発明」を経験していたようである。例えば、『水産講話筆記 河原田盛美 述』（鳥取県農商課、鳥取県勸業雑報号外、1888年）で「鮭魚蕃殖法」を解説する際、河原田は、蕃殖法が3種類あるとし、以下のように説明する。すなわち、1つ目は、鮭が遡上する季節において、一定期間捕獲を禁じて、自由に産卵させる方法である。2つ目は、1つ目の方法では急な雨や洪水によってその孵化に被害があることがあるために考案されたもので、産卵場としての種川を設けて保護する方法である。これは、河川上流部分に水流を分派させて産卵場とするもので、その河底を清潔にし、直径「五七分」の小石ある地を選ぶべきであるという。なぜなら、鮭の雌が小石を掘って産卵し、そこへ雄が精液を注ぎ、再び小石を寄せて卵子の流失を防ぐものだからである。3つ目は、従来、鮭がいなかった川へ鮭を移す方法である。雌雄の鮭を捕獲し、雌から絞り出した卵子へすぐに雄の精液を混ぜて攪拌し、設置された人工孵化所へ移し、成長の度合いに応じて河へ放流するものである。「簡短」な方法のようであるが、水質の選択、孵化の手続きは「一種ノ技術」であり、熟練の者でなければ務まらない。かつ、また、人工孵化所の施設に資本を要するため、技術者を雇用してその者へ委託して行すべきものという。この3つ目の方法に、河原田は「緊要ナル事」を付け加える。その背景には、近年国内で鮭鱒を放流する試みが各地である中で、良い結果が得られないという問題があるからであった。河原田は、そのような問題が生じるのは、適切な放流の場所を選んでいないからであるとする。放流の場所は「自然孵化ノ鮭鱒児カ海ニ下タラサル前生息スルト同様ノ所」、すなわち、「河岸ノ入江ニシテ水間静穏ニ水草アリテ魚餌トナル可キ水虫ノアル所」を選ぶべきであるという。その事実を「是盛美近時ノ発明スル所」であるという（42頁）。鮭鱒を放流すべき適切な地が以前「生息スルト同様ノ所」であるという知識は、河原田が実地において「発明」したものであり、彼のいうところの「相合」に当たると考えられるのである。このように河原田の考え方は、「学理」と「実業」を組み合わせる構想されている。そこには折衷主義的な特徴を見出すことができよう。

4) 尚古派農政学者としての河原田盛美

鎌田永吉は、水産官僚としての河原田は、「尚古派農（政）学」を継承し、技術官僚として、「農林水産学の検証・普及」につとめたと位置付けている。鎌田が河原田をそのように位置づける理由の1つは、織田完之との交流であろう。織田完之〔1842-1923〕は、三河に生まれ、維新においては勤王を説き、維新後は、1869年に若松県に、1871年には大蔵省記録寮、1874年には内務省に奉じ、農務局において農政に携わった官僚である〔織田 1929〕。先に触れたように、河原田との間の交流は織田の若松県奉職時代に始まった。織田の農政官僚としての特徴は、2点に整理される。1つは、農政学に基づき、農業の実際を尊重する立場に立っていた点である。國雄行は、織田完之が、農家の実際を知らずに欧米の理論を日本へ直に導入させようとする者を批判しており、むしろ、欧米からは必要なものを採用し、農政を施すべきと考えていたことを明らかにしている〔国 2015〕。国によれば、織田は、農政と農学を区別し、農学は化学や理学に偏って人を教えようとする結果、実際から迂遠で高尚な机上論となっているもので、農政学は、民間にあつて農業の現場と密着し、実用的なものだと考えていた点（これを真の農学とも捉えている）を指摘している。もう1つの特徴は、このような農政学が、神代にまで遡る歴史的な正統性を有すると考えていた点だとされる。織田は、明治維新を契機とする明治国家においては、農政の復古を進めようとする。つまり、農政学は「天意」を奉じて節儉につとめ、実業を左右するものと考え、その方法として、和漢洋の農書から必要なものを取り入れて施策を立て、勸農・救貧事業等に当たって、農民に報国の義

務を尽くさせることを目的としたのである⁽⁷⁾。

このような織田完之の農政に対して、河原田の考え方はどのように位置づけられるであろうか。農政と農政学との区別と対比すると、河原田は、学理と実業という表現で、ほぼ同様の考え方を持っていた。河原田が経験に基づく知識を重視していた点は、既に触れた所である。次に、農政復古の考え方については、河原田も農政復古に類似する歴史観を有していたことが、鳥根県の水産講話において窺える。例えば、河原田は、延喜式の時代においては諸国の貢物が「勤王精忠ヨリ出タルノ結果」精良なものであったが、武家の時代になると、「貢物其序ヲ錯ルニ従ヒ其美法自ラ廢絶」してしまっただけという。河原田は、水産製造物の品質が、過去においては大変優れていたが、ある時代以降、それが廃れてしまったと認め「実ニ遺憾ナリ」と捉えているのである。その意味で、河原田は織田とたいへん良く似た考え方を持っていたと考えられる。

水産進歩の目標に河原田は「愛国」を掲げ、愛国の目的について海外への「輸出」としていた。この考えは、輸入防遏を第1とし、輸出振興を推進していた内務省の殖産興業政策を反映している[安藤 1999]。織田と河原田の見方がたいへんよく似ているのは、明治当初に出会い、官僚としても相互の考え方を良く知悉していたからであろう。両者の交流の実態を解明することが望まれる所以である [cf. 鈴木 2010]。

4. 水産改良の実践

最後に河原田が、具体的にどのようなやり方で水産改良を進めていたのかについて、検討する。

1) 講話

河原田の水産改良の方法の1つは講話である。河原田は鳥取県において、当業者を集め、13ヶ所で「改良ノ要旨ヲ説示シタリ」という。他県の水産巡回の例を見てみると、1890（明治23）年、3県を回った際の復命書「静岡・京都・鳥根一府二県下へ水産巡回教師トシテ派遣復命書」（1891年、国文学研究資料館所蔵）によれば、1日で概ね4～5時間の講話を行うものであったが、7～8時間に及ぶことも少なくなかったという。静岡県においては32日間、25ヶ所で2132人、京都府においては27日間、11ヶ所で1288人、鳥取県においては72日間、42ヶ所で5534人に講話を施したという。このように、限られた日数の中で、多くの当業者を1ヶ所に集め、講話を施していく手法が認められる。この点では、官僚ができるだけ多くの者へ講話の数を多くこなすという意味で、効率性を第1にしている点を見て取ることが可能であろう。しかし、必ずしも、効率性だけで、講話が進められていたわけではない。例えば、鳥取県の場所の移動は、2人曳の「腕車ヲ以テ走」らせるものであったが、「寒風烈シク毎日多少ノ降雪」があるため、3里で「日暮ニ及シコト」があったり、「短日ナル」を以て、毎晩「深更ニ及」んだりすることがあった。そうした中で、当業者を感じさせ、「試験ニ着手スル旨ヲ申出」て来た者があったことを「僥倖」であったという。当業者をして実際に着手させることに大きな目的を抱いて講話を進めていたものと考えられるのである。

河原田は、講話にいかなる工夫を施していたのであろうか。講話の骨子は、水産講話集に記録された通りであり、その内容構成に沿ったものであると思われる。だが、理路整然と学理や実業の話を行っただけではなかったと思われる。実際の話しぶりは、必ずしも、水産講話筆記に十分に反映されているとは考え難いが、『水産講話筆記：附・随員演説 河原田盛美 述』には、話された内容がそのまま筆記されたと思われる箇所が目立っているため、ここから河原田の講話の具体的な様子を窺うことができる。例えば、同書の「漁業の経済と製造物の事」においては、以下のような

話が記されている。

(前略) 岩井郡の生越愛蔵と云ふ人が先年関心に鯛を大坂に初めて持て行た所が大坂の間屋てハ因幡でも鯛が出来るかと云て珍らしそうに思ふたと云ふことを誠に残念な訳て是から諸君ハ了簡を代へて出来る丈けの製品を造て板屋貝の様に生で食へずに他国に送て金を取入れる工夫をすれば因幡の貧乏杯と云ふ悪口ハ変じて因幡の金持と云われ鉄道も築港も西洋人の真似でも仕たいことハ何ても出来る (後略) ……

岩井郡の生越という人物が鯛を大坂へ販売する試みをしたところ、大坂の間屋が「因幡でも鯛が出来るか」「珍らしそうに思ふた」と話された経験を河原田が聞いて「誠に残念」に思った。そのため、講話を聴きに来た当業者達へ板屋貝のように生で食へずに加工し、他の国へ販売するにすれば、収益が増え、「因幡の貧乏」等と言われずに、鉄道や築港を施す余裕が出来、西洋人のように様々なことが可能になると述べている。この話は、具体的な鳥取県の当業者の経験談を河原田が聴取し、その内容を会話そのままに口語体風に紹介している。そして、その経験を反省し、どのように改良をすれば良いのかを分かりやすく説いている。このような経験談を基に具体的な改良の仕方を説明する例は他にも多く認められる。「小介類の説」から紹介しよう。

(前略) 東京浅草の諏訪町に海野善兵衛と云ふ貝殻細工をする親方があつて時々貝殻の原料がなくなると房州地方に買ひ出しに行くが房州の或宿屋に七十余りの婆あさんが在つてお客さんが小さい貝売ゑりを買ふと云ふのでそれでは私も捨て見ませふかとそれから毎日浜辺に出て孫の守りをしながらぼつぼつ捨て居る所へ血気盛りの近所の漁者が来て「お婆アさん毎日貝売ゑりを捨て何になさるえ」「私は家に泊られた東京のお客さんが貝売ゑりの小さいのを買ふと云ふから捨て売ゑりの積りて」「馬鹿な事をお止めなさいそしてそんな小さな貝殻を捨ていくらになるものだ年甲斐もないそれより私なんぞハ一度漁に行くとい網ても四五円の儲けがあるからお婆アさんの拾ふ貝売ゑりの代位は私がこんど大漁のした時に上げるからそんなまだるい事ハ止めなさいと」止めたが婆アさんは「なァーにどーせ遊んで居るのだから一銭になつても宜から」と以前に変わらず毎日捨て居た (後略) ……

その結果、少しずつでも東京から売り上げが届けられ、婆さんがそれを楽しみに1年4ヶ月の間で148円を貯めた所、先の漁師には「一銭は愚か却て借金が残た」という話が紹介されている。日々の積み重ねの重要性、些細な水産物でも東京等の市場においては価値が高く利益となることを口語体で説いていることがわかる。

他県の事例でも確認しておこう。「静岡・京都・鳥根一府二県下へ水産巡回教師トシテ派遣復命書」(1891年、国文学研究資料館所蔵)においては、例えば、京都府中郡浜口村においては「村長大道八郎ハ大日本水産会員ニシテ熱心家ナルカ故ニ有志数名同道ニテ旅宿真言宗福寿院ニ参リ深更迄水産ノ談話ヲナス」(1890年9月1日)という。鳥根県西郷港大社教会においては「糊料海藻一品ヲ積り効用ヲ問フモノアリ水産製品数品ヲ出シテ名称ヲモ乞フタリ」(1890年10月26日)、「滞留有志旅宿ニ来リテ教ヲ請フ者終日ナリ」(1890年10月27日)、高津においては随行して来た那賀郡漁業組合取締栗山久太郎と「美濃郡当地商人共改良ノ要旨ヲ筆記シ談ヨリ数々ノ質問ニ応答ヲ為ス」(1890年11月29日)という。このように、河原田は講話とともに質疑を受け、それに返答するのみではなく、宿所でも来会者に対応し、深夜まで対応していたことが分かる。

以上から、河原田による水産巡回は、農業巡回教師に認められたような「独演講話」を一方的に行うものではなかったと考えられる〔荒幡 1996〕。河原田の水産改良の方法は、当業者の経験を会話体も交えて再現する方法で行われ、質疑応答に答えるだけでなく、講話以外においても可能な限り来会者との間の応談を交わし、試みを実施できるようつとめて理解を深める努力をしていたのである。

2) 実演

河原田による水産改良の方法は、知識の講話だけではなく、実地で「実演」することでもあった。例えば、河原田は、改良漁船を解説する際、改良漁船によって可能となる遠洋漁業（鱻漁）の漁獲物の利用法を、たいへん詳しく述べている。『水産講話筆記：附・随員演説 河原田盛美述』（鳥取県第一部、鳥取県勸業雑報号外、1890年）のその記述は、石川県で改良漁船の導入がどのように進められたかの経緯の話から始まる。河原田は石川県当局と「明骨、魚吐、鱻鱗、肝油、魚皮、膠等を製造して見せ様と約束」していた。河原田の2回目の巡回期間中に、地方税で雇入れた4名の漁師が山口県から出航して石川県へ到着する予定であった。悪天候でその漁船の到着が遅れ、現地の漁師達の「九分迄」は口々に諦め始めていたが、3、4日遅れて到着した山口県漁師へ、河原田は、「是から早速出て今夜の内に沙魚を釣って来い」「私が料理するのだから沢山はいらん」と話し、鱻を「一二疋釣」って来るように依頼した。山口県の漁師は釣った鱻の鱻鱗のみを切り取り、鱻鱗以外の胴体を全て海に棄てる漁業を行っており、鱻から多くの水産製造品を作ることが出来ることを知らず、また、鱻鱗の切り取り方も「上手と云ふ方ではない」と述べ、「私が先づ翅の切方をして見せ明骨と魚吐も其外出来る丈けの品物を取」った。そして、残った肉については、蒲鉾にすることとした。残った肉の扱いを「どうしやうと考へたがなんでも蒲鉾にするが能い焼蒲鉾を製して近国に売るのが得策だと思たから」だという。ところが呼びにやらせた地元の蒲鉾屋は「どうもこんな大きな其上に沙魚等て蒲鉾にした事はないからごめんを蒙りたい」と尻込みするので、河原田は「そんな意気地のない事ではいけんそれではこぶするのだから手伝ひなさい」と自ら製造することとなる。だが、鱻肉を叩く叩き台やすり鉢の大きなものが入手できないため、「近くにある俎や摺鉢を借り集めさせ」、河原田を中心に県庁や郡役所の役人、戸長、御用掛、宿の主人やかみさんも総がかりで「トントン叩」き、「ガラガラ摺」ってその晩のうちに製造し終えたという。

河原田は、解剖した鱻の部位や利用法について、単に知識として解説しているだけでなかった。知識として「遺利」を述べるだけではなく、自らが、魚をさばき、目的とする部位を適切に切り取って見せ、ありあわせの道具を用いながら、魚肉を加工するなど、技術を具体的に実演して見せていた。このような実演は、鳥根県における水産改良においても多数確認することができる（「静岡・京都・鳥根一府二県下へ水産巡回教師トシテ派遣復命書」、1891年）。河原田は、「学術」だけではなく、自らが「実地経験目撃」した技術を自身で披露し、その具体的な過程を開陳することで水産改良を進めていたのである。

3) 「水産改良試験」者との出会い・評価

3つ目の特徴は、現地で水産の改良に積極的な人物と出会ったこと自体を水産改良の気運を高める持続的な契機にしようとしていたことである。

河原田は宿所においてもその来訪へ対応し、当業者をして強く感じさせた。その結果、「試験ニ着手スル旨ヲ申出」て来た者があった。河原田は、その人名、地域、水産物等の「水産改良試験」

の目録を復命書「鳥取県下水産改良ノ為メ巡回復命書」にまとめている（表5）。この目録は、人名、地域、「水産改良試験」の名称の3項目についてまとめられている。岩井郡、気多郡、河村郡、高草郡、会見郡の地域別にまとめられ、少なからぬ地域（八橋郡、邑美郡、汗入郡、久米郡、日野郡、八上郡、法美郡）が抜けており、完成した一覧とは言い難いものであるが、河原田が巡回した際に、既に製造の試験を始めていたものや、河原田の巡回を受けて始める意向を明らかにしたものが書き連ねられたものと考えられ、水産改良のプロセスを窺わせるものとなっている。

試験人名を中心にこの内容を見てみると、漁業は海豚漁が9件、水産製造物は38件、蕃殖保護は3件、池の改良は6件、総数57名の人名を確認できる。総数57名のうち1件は2名連名であるため、総数は56人である。水産製造物の中には、乾魚、塩蔵魚等が認められ、蟹の醤油といった特徴的なものも含まれるが、中でも、鰯、貽貝の試験が目立っている。そして、これら水産製造物の試験を行っている者は、1件の製品だけでなく、他の水産製造物も製造している。例えば、河村郡宇野村の尾崎源六・尾崎□八の2人は、鰯搾粕、貽貝試製、甲付鰯試験、その他「百足布海苔海苔藻類試験」というように、少なくとも4種以上の試験や試製を行っている。水産製造物だけでなく、他の水産改良も並行して行っている者も認められる。水産製造物と並行して海豚漁の試験を行っている者は、先に挙げた9件の外に15件ある。15件の内訳を見てみると、2種を並行して試験している者の内訳（対象）は、鰯（4名、2名は明記ないが鰯と並行している可能性あり）、鰯搾滓試験（1名）、4種を並行して行っている者の内訳（対象）は、鰯改良、魚肚、貽貝試験（2名）、5種を並行して行っている者の内訳（対象）は、鰯改良、魚肚、貽貝試験、鮪節試製（1名）、鰯改良、乾河豚試製、魚肚、貽貝試製（5名）となっている。海豚漁とこのような数種の水産製造品が併記されていることを考えると、「海豚漁」「海豚漁試験」と称する内容は、海豚漁によって捕獲された海豚から製造する魚油であった可能性も考えられるが、いずれにしても、9件の海豚漁試験者、及び、それ以外に認められる水産製造物と並行して海豚漁の試験を行っている15名は全て岩井郡の者である。「水産改良試験」で取り上げられた人物は、水産製造品を中心とし、地域的な偏りがあったことが分かる。海豚漁を除くと、漁業に該当するものがたいへん少なくなるわけだが、「ヨチーム試験鰻網改良熱心」というように「鰻網」の「改良」を試験している者は、漁業に該当していよう。1人で複数の改良を行っている者が多いわけであるが、複数の改良を全て数え上げると、総数は120件にのぼる。

このように「試験ニ着手スル旨ヲ申出」て来た者は、その後、各地域の水産業を改良していく中心人物になったと目される。1889年に開催された私立因伯水産共進会においては、試験者として発掘した人物が受賞者として評価されているからである。「水産改良試験」の120件の中には、私立因伯水産共進会において受賞者した者が6名いる（表6）。例えば、三枝礼二（河村郡泊宿）は、水産巡回がなされた当時、鰯改良を「試験」していた人物であったが、この者は、私立因伯水産共進会において、2等賞（甲付鰯）、3等賞〔賞品なし〕（改良一番鰯）、4等賞〔賞品なし〕（板屋貝柱）、5等賞〔賞品無し〕（介杓子）の4件で受賞した。気多郡酒津村の「松波市平」^(ママ)は、復命書には「魚肚鰯鱻試製」と記され、魚肚、鰯、鱻の製造を試みていた人物であるが、共進会においては、葡萄鰯と鱻の2件で入賞している。2等賞4件のうちの2件（甲付鰯、板屋貝柱）、3等賞10件のうちの1件（葡萄鰯）、4等賞21件のうちの1件（塩鯖）は、1年前に河原田が「試験人名」に記した者であった。第2回目の水産講話において、河原田は、三枝礼二と中嶋孝治について、剣先鰯を従来の皮剥ぎ製造を改良し「皮付き骨付の清国向一番鰯の佳品」に製造していると評価している。従来の製法から清国向けへの改良を進めた点が評価されている。河原田は、出会った者（「試験ニ着手スル旨ヲ申出」て来た者）と交流し、共進会等で評価しながら、講話の中で喧伝してい

表5 「水産改良試験」の目録

水産改良試験	地域	人名
赤酒醬塩蔵試験	会見郡竹田村	喜田惣一
鱈搾粕試験	会見郡上道村	宮廻忠八
赤酒醬塩蔵試験	会見郡旗ヶ崎村	三原宇八
赤酒醬塩蔵試験	[会見郡旗ヶ崎村カ]	吉岡亀次郎
赤酒醬乾蝦煎海鼠、甲付鰯、諸塩蔵魚類	会見郡米子	沢口武夫
赤酒醬乾蝦煎海鼠、甲付鰯、諸塩蔵魚類	会見郡	前田文三郎
赤酒醬乾蝦煎海鼠、甲付鰯、諸塩蔵魚類	会見郡江口(小カ)村	門脇吉三郎
赤酒醬乾蝦煎海鼠、甲付鰯、諸塩蔵魚類	八頭郡田良宿	石蔵多吉
鮭川産卵場保護	河村郡長瀬宿	戸崎米蔵
鮭川産卵場保護	[河村郡長瀬宿カ]	清水重七
鮭川産卵場保護	河村郡水下村	河原甚次郎
鱈搾粕貽貝試製甲付鰯試験其他百足布海苔海苔藻類試験	河村郡宇野村	尾崎源六・尾崎豊八
鱈搾粕貽貝試製甲付鰯試験其他百足布海苔海苔藻類試験	河村郡水下村	河原甚次郎
東郷池改良担当	河村郡上浅津村	清水重七
東郷池改良担当	河村郡門田村	岡本儀三郎
東郷池改良担当	河村郡下浅津村	尾崎喜惣治
東郷池改良担当	河村郡藤沢村	遠藤文平
東郷池改良担当	河村郡引地村	森源次郎
鰯改良	河村郡泊宿	三枝礼二
鰯改良鱈鱈乾河豚明骨魚肚試製	[河村郡泊宿カ]	中山周六
鰯改良貽貝試製	気多郡郡青谷村	遠藤和吉
乾河豚試製	[気多郡郡青谷村カ]	中原喜平
魚肚鱈鱈試製	気多郡酒津村	松波市平
鱈搾粕試製	気多郡宝木宿	浜田善平
湖山池改良担当	高草郡湖山村外八ヶ村勸業世話掛	岸田源三郎
鰯改良貽貝試製	高草郡伏野村	山根豊三郎
鰯改良貽貝試製	高草郡小沢見村	小柴松太郎
鰯改良貽貝試製	高草郡賀露村	湯谷得平
鰯改良貽貝試製	[高草郡賀露村カ]	宮崎儀平
海豚漁試験	岩井郡岩本村	橋浦甚平
海豚漁試験	[岩井郡岩本村カ]	石子治平
海豚漁試験	岩井郡網代村	鎌江甚平
海豚漁鰯改良魚肚貽貝試製	[岩井郡網代村カ]	生越大三郎
海豚漁鰯改良魚肚貽貝試製	[岩井郡網代村カ]	村上半兵衛
海豚漁鰯改良魚肚貽貝試製鮪節試製	[岩井郡網代村カ]	田島喜十郎
海豚漁	[岩井郡網代村カ]	橋本秀三郎
海豚漁	[岩井郡網代村カ]	山辺甚三郎
海豚漁	[岩井郡網代村カ]	田中忠三郎
海豚漁及鰯改良	[岩井郡網代村カ]	浜辺文平
海豚漁鰯改良乾河豚試製魚肚貽貝試製	岩井郡田後村	灘口与四郎
海豚漁鰯改良乾河豚試製魚肚貽貝試製	[岩井郡田後村カ]	中崎松太郎
海豚漁鰯改良乾河豚試製魚肚貽貝試製	[岩井郡田後村カ]	香川文五郎
海豚漁鰯改良乾河豚試製魚肚貽貝試製	[岩井郡田後村カ]	田島栄次郎
海豚漁鰯改良乾河豚試製魚肚貽貝試製	[岩井郡田後村カ]	山根丈七
海豚漁鰯改良	[岩井郡田後村カ]	上村平三郎
鰯改良	[岩井郡田後村カ]	米山徳三
海豚漁試験	岩井郡浦富村	武田久四郎
海豚漁試験	[岩井郡浦富村カ]	植村重平
海豚漁試験及鰯改良	[岩井郡浦富村カ]	浜田安次郎
海豚漁試験及鱈搾滓試験	[岩井郡浦富村カ]	山口徳四郎
海豚漁試験及鰯改良	[岩井郡浦富村カ]	浜田常四郎
海豚漁試験 [及鰯改良カ]	[岩井郡浦富村カ]	川口嘉一郎
海豚漁試験 [及鰯改良カ]	[岩井郡浦富村カ]	木山市清
ヨチーム試験鰯網改良熱心	岩井郡牧谷村	横田秀碩
鱈搾滓貽貝試製	[岩井郡牧谷村カ]	森川又四郎
海豚漁試験	岩井郡大羽尾村	山下正三郎

典拠：「鳥取県下水産改良ノ為メ巡回復命書」、国文学研究資料館所蔵

注：水産改良試験の内容や地域は、前の記載に続けて「カ」の記号を用いて記されている場合が多く、かつ、その記号すらも省略している場合が多い。ここでは、中野が推測しているものについては「カ」で補っている。

表6 「水産改良試験」者の発掘・評価

人名	1888年の水産巡回時における試験人名		受賞内容 [私立因伯水産共進会、1889年]	
	地域	試験内容	水産物名	受賞内容
三枝礼二	河村郡泊宿	鯛改良	甲付鯛	二等賞
			改良一番鯛	三等賞 [賞品無し]
			板屋貝柱	四等賞 [賞品無し]
			介杓子	五等賞 [賞品無し]
中山周六	[河村郡泊宿カ]	鯛改良鱈鱈乾河豚明骨魚肚試製	塩鯖	四等賞
遠藤和吉	気多郡青谷村	鯛改良貽貝試製	板屋貝柱	二等賞
中原喜平	[気多郡青谷村カ]	乾河豚試製	刺身和布	五等賞
松(ママ)波市平	気多郡酒津村	魚肚鯛鱈鱈試製	葡萄鯛	三等賞
			鱈鱈	三等賞 [賞品無し]
上村平三郎	[岩井郡田後村カ]	海豚魚鯛改良	乾鰈	四等賞

典拠：左：[鳥取県下水産改良ノ為メ巡回復命書、1888年]、右：[私立因伯水産共進会報告] (中嶋孝治編、1889年)

たのである。河原田の水産巡回は、このような人物を発掘するとともに、水産改良を進める中心人物としてその試みを称揚していたと言える。

以上のように、河原田は、各地で、地域の名士、勸業諮問員や勸業委員、その他の勸業に積極的な者を中心に大きな影響を与え、「水産改良試験」者を発掘した。その中には、地域の名士も含まれていたが、水産に直接携わる者も少なくなかった。河原田は、このような在地の有志者や一般の当業者に対して、学術や実業を整然と一方的に説くだけでなく、応答を経ながらその内容を経験として伝える工夫を行っていた。さらに、河原田は、これらの者と交流し、水産共進会という場で彼らの試みを評価しつつ、各地を巡回する中でその者の試みを講話の中で喧伝することで、水産改良を持続的に勧奨していたと言える。

4) 理想と現実

このような勧奨の結果は、しかし、必ずしも、文字通りに評価できるものではなかった。水産改良の気運は持続しなかったと考えられるからである。

私立因伯水産共進会の翌年(1890年)に開かれた第3回内国勸業博覧会においては、3等進歩賞に中嶋孝治(一番鯛、葡萄鯛)が、3等有功賞には三枝礼二(板屋貝柱、一番鯛)と恩田千七(板屋貝柱)が入賞するにとどまった。この3者は、いずれも私立因伯水産共進会で入賞した者達であるが、水産共進会当時以上に多くの者が評価されなかった点は、鳥取県における水産改良が進んでいないということの表れであったともいえる。

第2回水産博覧会(1897年)においては、進歩3等に兼光台平(細久布糊)が、有効一等に谷尾魚鳥座(塩鱈)が、有功二等は4件あり、鳥取県出品奨励会による漁具類聚と川崎船、横山秀雄(二番鯛)、三枝礼二(介杓子)が入賞した(表7)。有功3等には24名が入賞した。9年前に河原田が巡回して見出した「水産改良試験」者は、これら30名の中に三枝礼二の1名だけである。その受賞製造品は、その当時に高く評価された鯛ではなく、5等賞 [賞品無し] にとどまった介杓子となっている。その他、私立因伯水産共進会で高い評価を得た、清国向けの輸出水産物である明骨や、鳥取県の名産ともいえる板屋貝柱、淡菜は受賞しておらず、この面の水産改良が進んでいないことが窺える。

実際、第2回水産博覧会の審査報告においては、これらの水産改良がいずれも十分でないと低く評価されている。例えば、剣先鯛については、出品数が少なく、従来の竹簧張乾でなく、吊乾とし、洗浄圧展に注意して色沢を良くしている点は近年の改良の進歩であるとしつつ、熟練に欠き、乾燥不良で色沢を失い、「精粗ヲ混シテ把束」しており、低く評価されている。ちなみに、島根県美濃郡吉田村の水産業組合が薦包のまま出品した剣先鯛は、製品だけでなく、把束包装が直に輸出

表7 第2回水産博覧会 鳥取県受賞者（褒状を除く）

	水産製造品名	地域	氏名
進歩三等	細久布糊	岩美郡牧谷村	兼光台平
有効一等	塩鱈	西伯郡淀江町	谷尾魚鳥座
有効二等	漁具類聚	鳥取市西町	鳥取県出品奨励会
	川崎船	鳥取市西町	鳥取県出品奨励会
	二番鰯	岩美郡牧谷村	横山秀雄
	介杓子	東伯郡泊村	三枝礼二
有効三等	化香樹根皮	日野郡山上村	白根彦市
	麻糸製九ツ縵漁網用麻糸	鳥取市元魚町	網谷金治
	田作	岩美郡大岩村	澤勝治
	煮乾鱈	西伯郡中浜村	角惣四
	煮乾鱈	西伯郡余子村	寺沢竹蔵
	煮乾鱈	西伯郡福生村	松田重太郎
	焼鯛	西伯郡淀江町	越田新太郎
	海參	東伯郡下中山村	渡邊信平
	海參	西伯郡御来居村	中井養三郎
	二番鰯	岩美郡田後村	吉岡秀蔵
	二番鰯	岩美郡網代村	浜部吉太郎
	二番鰯	岩美郡網代村	酒根長次郎
	二番鰯	岩美郡網代村	村上松太郎
	二番鰯	岩美郡浦富村	奥田政蔵
	塩鱈	東伯郡泊村	島崎松太郎
	塩鱈	東伯郡泊村	園本久米八
	恵胡草	東伯郡下中山村	森長為三郎
	晒石花菜	岩美郡浦富村	田中發實
	晒石花菜	気高郡青谷村	灘孫三郎
	介杓子	東伯郡泊村	田村源次
	海柳製太丸箸、海柳製写真挿、海柳製角箸、海柳製削り洋杖	鳥取市若桜町	福田虎蔵
	海柳製品 □、杖、簾	鳥取市川端三丁目	花岡源七
海柳製頭丸箸	鳥取市新鑄物師町	半田勉	
海柳捻製洋杖、海柳製箸、海柳製写真掛	鳥取市川端三丁目	老門清次郎	

典拠：第二回水産博覧会事務局 1898 『第二回水産博覧会褒賞人名録』

に適しているとして、高く評価されている〔農商務水産局 1899：52-55〕。鱈鱈についても同様であり、鳥取県の産物として河原田が目した板屋貝柱や淡菜については審査評価すら見当たらない。逆に、従来と異なるものが高く評価されている例もある。岩美郡牧谷村で採れる細久糊については、「仮名」であるとし、この晒糊の種類は鹿角菜に属し、良く糊に適するものでありながら、従来は「物産ノ名ヲ出スノ地方」がなく、出品もなかったが、今回「茲ニ之レヲ觀ル」に至ったもののだとして受賞している。雑用品については、介杓子の入賞が、販路が広く、介が清潔で柄の鋸削が良いという点を挙げつつ、三枝礼二のみが上位の有功二等に入賞した理由として、「平素地方産業ノ發達ヲ図リ尽力措カス功勞多キ」を以てであるとしている。つまり、継続的な水産改良の実践が評価されているのであるが、その件数自体が少ないのであった。さらに、それ以外の、海酸漿、鉄樹及其製品、海柳及其製品、海綿及其製品、海藻及其製品等は、従来、上位入賞することのなかった水産製造品である。特に海柳の製品は、4名が有効3等に入賞している。海柳（珊瑚）は、この地域で卓越して産出するため、特異物産として価値が上がってきているとも考えられる。

このように必ずしも、従来の主要水産物が継続的に改良されているわけではないことがわかる。この理由については、県内の諸産業に対する勸業政策と合わせて検討する必要がある、ここでそれを扱う余地はないが、鳥取県における河原田の水産改良の効果は、一時的なものにとどまっていた。鳥取県において力を入れるべき水産改良の対象が安定せず、揺れ動いていると考えられるのである。

5. おわりに

本稿では、河原田盛美が、鳥取県において、いかに水産改良をすすめたのかについて、河原田の水産改良観の検討とともに水産巡回教師の内容を明らかにすることを通じてみてきた。

水産改良を営む河原田の考え方について、歴史観、学術観、実業観の3点から検討を加え、その結果、河原田の試みていた水産改良が、技術の「進歩」段階が異なる日本へ「西洋」由来の「学理」や「学術」の成果を無理に導入するのではなく、「西洋」を範としながら、「進歩」段階が同じ日本国内の中で注目すべき技術を評価し、普及させていくという点で、実際的な効果をはかるものであった点を明らかにした。現実に可能な「技術」の推奨をはかるという意味で、河原田の水産改良は漸進的な性格を持っていたのである。そして、このような河原田の水産改良は、織田完之の農政学とたいへん近い内容のものであったことが分かった。いわば、河原田は、織田に沿って、水産の領域で「水産政学」を展開していたと言えるのかもしれない。

残された課題をまとめよう。1つ目の課題は、河原田による水産改良と水産教育との関連である。本稿では、鳥取県の水産講話筆記を中心に作業を進めたが、実際上は、鳥取県以外の他県の講話も取り上げざるを得なかった。体系的な記述を追いつめると、該当する文章がたいへんに少なく、散在していたためである。また、河原田が水産講話筆記を残した5年の期間内において、河原田の姿勢や考え方に全く変化がなかったとは言い切れない点も残している。いかなる変化が河原田の中にどのようにあり、それが、当時の水産政策や技術展開といかなる関係を有していたか、課題を残していると言える。とりわけ、織田の農政学は、教育面とも関係づけられ、農学校や農事試験場のあるべき姿とも連携して構想されていた点については、河原田が、水産教育をいかに捉え、水産改良を構想していたのかと関係づける作業を必要とする。

2つ目の課題は、水産巡回教師の中での河原田個人の位置づけである。河原田は、水産巡回教師として、各府県の巡回を相当程度工夫して行っていたことも分かった。河原田は、講話を行う際には、理路整然と学理を説くのではなく、むしろ、他の当業者が経験した事柄を会話体で口語的に語ったり、自ら水産製造の方法について実演したり、知識や技術についてわかりやすくその内容を伝えていた。河原田が影響を与えた対象は、勸業諮問員や勸業委員をつとめる地域の名士が中心であったが、それに加えて、一般の水産関係当業者も少なからず含まれていたと考えられ、上記の河原田の方法的工夫は、河原田自身の経験など、1つの信念に基づくものであったものと考えられる。この点については、他の水産官僚との間の比較作業を行い、今後、検討していきたい。

3つ目の課題は、各都道府県における勸業政策との有機的関連性である。河原田によって鳥取県の水産改良の気運は、一定程度高まりつつ、持続性に難があった。隣県の島根県と比べると、それは、十分に開花したものとはいえない。どのような条件、いかなる背景がこのような違いをもたらしたのかについて、例えば、島根県、石川県や静岡県で行われた水産改良事例との間で、さらなる検討を行う必要が残されている。そうした比較作業によって、水産業の近代史の特徴と普遍性が今後、明らかにされていく必要があると思われる。

引用参考文献

-
- 安藤哲『大久保利通と民業奨励』（御茶の水書房、1999年）
荒幡克己「農事巡回教師制度について」『社会経済史学』62（1）、1996年
池田哲夫「水産翁河原田盛美について—その略歴と著作等—」『民具マンスリー』23-1、1990a年
池田哲夫「スケトウダラとマダラー—河原田メモより—」『高志路』298、1990b年
池田哲夫「明治二一年開催隠岐国私立水産共進会—河原田盛美メモより—」『隠岐の文化財』9、1992年

- 井上善博「明治の博覧会と水産誌編纂事業」、大田区立郷土博物館『明治時代の水産絵図 明治の博覧会へ出品された水産業の絵図』、1995年
- 内田和義・中間由紀子「老農船津伝次平と西洋農業」『農林業問題研究』174、2009年
- 織田雄次『鷹洲織田完之翁小伝』（私家版、1929年）
- 大田区立郷土博物館編『明治時代の水産絵図 明治の博覧会へ出品された水産業の絵図』、1995年
- 尾崎岩雄『泊村の歴史稿』、泊村役場、1968年
- 小野武夫「日本農業史序説」、高橋亀吉他編『日本経済史（経済学全集：31）』（改造社、1930年）
- 片山房吉『大日本水産史』（農業と水産社、1937年）
- 鎌田永吉「河原田盛美・史料ノート—大久保政権の「社会的支柱」に寄せて」『史料館研究紀要』4、1971年
- 上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」『社会経済史学』41（3）、1975年
- 國雄行「内務省期の農書編纂と織田完之」『人文学報。歴史学編。』43、首都大学東京、2015年
- 小岩信竹「府県水産業政策の出発について—青森県を中心に—」『弘前大学国史研究』109、2000年
- 齊藤郁子「河原田盛美の琉球研究—内務省琉球藩出張所と万博—」『沖縄文化研究』35、143-170、2009年
- 佐々木貴文『近代日本水産教育の制度化過程における農商務省管轄下の官立および府県水産講習所の位置と役割』、北海道大学博士学位論文、2006年
- 鈴木英二『鷹洲の碑』（私家版、2010年）
- 関根仁「1876年フィラデルフィア万国博覧会と日本：参加過程・状況を中心に」『中央史学』24、2001年
- 関根仁「明治初期における海外博覧会と漁業振興—1880年ベルリン漁業博覧会参加を中心に」『中央大学大学院研究年報』33、2003年
- 関根仁「明治16年水産博覧会の開催」『日本歴史』671、2004年
- 高橋美貴『近世・近代の水産資源と生業—保全と繁殖の時代—』（吉川弘文館、2013年）
- 田中芳男「水産の話」『東京学士会院雑誌』13-6、1891年
- 鳥取県内務部『鳥取県勸業沿革』、1900年
- 鳥取県内務部『鳥取県産業案内』、1912年
- 中嶋孝治「鳥取縣下伊多良貝漁業製造の改革」『大日本水産会報告』79、1888年
- 中嶋孝治編『私因伯水産共進会報告』、1889年
- 中野泰「明治の博覧会と水産業改良—水産巡回教師—」、伊藤康宏他編『帝国日本の漁業と漁業政策（水産史研究叢書）』（北斗書房、2016年）
- 二野瓶徳夫「水産行政」『農林水産省百年史』（上、農林水産省百年史編纂委員会、1979年）
- 二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』（平凡社、1981年）
- 二野瓶徳夫『日本漁業近代史』（平凡社、1999年）
- 農商務省水産局『第二回水産博覧会審査報告』第2巻第1冊、1899年
- 藤塚悦司「『日本水産誌』の編纂とその資料」『明治時代の水産絵図—明治の博覧会へ出品された水産業の絵図—』、大田区立郷土博物館、1995年
- 樋口弘一「河原田盛美」、伊南村史編さん室編『伊南村史 第一巻 通史編』（南会津町、2011年）
- 松尾正人「農政史家織田完之と若松県政」『福島史学研究』復刊27・28、福島県史学会、1979年

注

- (1) なお、池田は河原田を「水産翁」と表現している [池田 1990a]。この定義については記されていないが、「水産翁」という用語は、「村田水産翁の祝宴」（『大日本塩業協会会報』14、1989年）や、『村田水産翁伝』（大日本水産会編、1919年）などの記事や書籍に照らすと、明治大正期の水産官僚村田保 [1843-1925] に対して、水産行政の経歴と事蹟へ敬意を表して用いられた用語と考えられ、いわゆる「老農」の水産版として位置づけることができるかについては、水産巡回教師の全貌を明らかにすることが必要である [大日本水産会編 1919]。
- (2) 本資料は、山田信道が鳥取県知事 [1881~1888年] から福島県知事に異動した時に、部下がその業績を2冊本（乾坤）にまとめたものであり、勸業についての事蹟に水産の条項が含まれ、当時の様相を窺うことができる。
- (3) 心得の内容は以下の通りである（河原田家所蔵文書）。

農商務四等技手河原田盛美

今回巡廻教師トシテ京都静岡島根一府二県へ巡回ヲ命シタルニ付テハ左ノ通心得ヘシ

明治廿三年七月十日

- 一 水産上ニ付教授ヲナス事ハ漁具ノ構造水産物ノ製造蕃殖及漁労ノ方法ニ限ルヘシ
 - 一 教授中若シ前回教師ト意見ヲ異ニスルモノアルニ当テハ暫ク前回ノ所見ニ従ヒ進テ改正ヲ要スヘキ見込アルモノハ農商務大臣ノ承諾ヲ得テ之ヲ実行スヘシ
 - 一 水産上ノ事項ト雖モ行政部内ニ属スル事項ニ付テハ仮令地方官ノ請求アルモ関係ヲナスヘカラス
 - 一 巡回教授ノ景況及右ニ関スル諸般ノ事項ハ詳記シテ之ヲ復命スヘシ
- (4) 本書は、山田信道について鳥取県知事に就いた武井守正が退任した〔1891年4月〕後に、部下がとりまとめた引継書であり、やはり勸業の中に水産の事項が詳述されている。
- (5) もちろん、農業の勸業費と比べると、水産のそれは僅かな額にとどまっていた。
- (6) なお、水産巡回教師の制度は、1894年に農商務省が制度化することによって県や郡といった地方行政によって担われることになった。こうして明治20年代後半から進んだ水産教育制度によって、水産巡回教師の存在意義は低くなり、また、折から設置され始めた水産試験場における業務に取り込まれる部分があったため、以後は廃止する流れとなった。
- (7) もっとも、国によれば、編纂事業は一筋縄ではなく、その後、1877年、内務省勸業寮が廃止され、勸農局が設立されると、勸農局長松方正義は新たな農書編纂方針を掲げ、佐藤信淵や大蔵永常を学術が欠如したものとして否定し、欧米の学術を評価するようになった〔国 2015〕。